

---

平成21年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成21年9月15日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成21年9月15日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 議案に対する質疑  
日程第5 上程議案委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 議案に対する質疑  
日程第5 上程議案委員会付託
- 

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 井 田 章 雄君
11番 足 立 喜 義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 石 上 良 夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	谷口秀人君	書記	古曳正之君
		書記	本田秀和君
		書記	加藤潤君
		書記	田村志乃君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	藤友裕美君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	田中耕司君
総務課長	森岡重信君	財政室長	唯清視君
企画政策課長	長尾健治君	地域振興統括専門員	仲田憲史君
税務課長	米澤睦雄君	町民生活課長	分倉善文君
教育次長	稲田豊君	病院事務部長	陶山清孝君
健康福祉課長	前田和子君	保健対策専門員	櫃田明美君
建設課長	三鴨義文君	上下水道課長	頼田泰史君
産業課長	景山毅君	監査委員	須山啓己君

---

午前9時00分開議

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。  
3番、雑賀敏之君、4番、植田均君。

---

日程第2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

4番、植田均君の質問を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） おはようございます。植田均でございます。

私は初めに、今回の総選挙で示されました民意が、この間政府が進めてまいった構造改革路線によって作り出された格差と貧困、そしてその結果としての将来不安の増大に対し、現状打開を求めた国民の厳粛な審判だと考えるものであります。自民公明政権はみずからの失政のツケを責任のない国民に押しつけ、国民の怒りを買う結果となったものです。本町においても貧困と将来不安に苦しむ声が満ちています。このような声にこたえていくことが町政としても求められていると考えるところでございます。

そこで、現状打開の課題について町長の見解を問うものであります。

1つ、非正規雇用は労働者の3割を超え、貧困を拡大しています。その原因となった労働者派遣法の抜本改正が求められていると考えます。国に要求していくべきではありませんか。

1つ、町内の労働者の実態を把握し、町としてできる限りの対策をとるべきではありませんか。

1つ、町が雇用する非正規雇用の方々の待遇改善をするべきではありませんか。

1つ、高校の授業料の無料化を国に求めようではありませんか。

1つ、後期高齢者医療制度の廃止を国に求めようではありませんか。

そして最後に、高齢者の受診の際の窓口負担を無料にする制度を国に求めようではありませんか。この点についての町長の見解を求めるものであります。

次に、地域振興区の町の施策について問うものであります。地域振興区の設置を条例で決め、町長はまちづくりの政策として推進してきました。町職員を配置し、多額の税金を投入してきました。そして2年も過ぎまして、住民にとって本当に必要な施策か、どのように住民に受けとめられているのか検証する必要があります。また、この施策を町が進める中で、住民を差別する事態も発生しています。このようなことは行政としてあってはならないことです。

そこで、具体的にお聞きいたします。

1つ、南部町が発足と同時に町長は地域政策課をつくり、税金を投入してきました。今日まで

地域振興区のために要した費用はどれだけですか。職員給与も含めてお答えください。そして、費用対効果についての見解を求めます。

1つ、支援職員、非常勤特別職の会長、副会長を今後どのように位置づけるお考えかお聞きいたします。

1つ、地域振興区による成果と課題をどのように考えていますか。

1つ、下阿賀自治会に町の文書配布費用の支払いを求めます。

以上、壇上での質問を終わります。町長の真摯な答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、総選挙結果に示された民意を町政課題としてどのように取り組むのかということでございます。

まず、1点目でございますが、労働者派遣法の抜本改正についてでございます。

労働者派遣法は昭和61年に施行され、当時は秘書や通訳など専門性の高い26業種に限定して派遣が認められておりましたけれども、平成11年の法改正によりすべての業種で1年を限度に派遣を認め、例外として一部の業種、これは港湾運送業務とか建設業務、警備業務、医療関係業務、物の製造業務などがございますが、この一部の業種を認めないこととしたわけでありまして、改正の前は派遣は原則禁止、例外で認めるというスタンスでありましたけれども、平成11年の法改正で大きく転換をし、原則として認め、例外禁止というスタンスに変わりました。同時に、昭和61年から派遣が認められていた専門性の高い26業種の派遣期間は3年に延長になりました。

平成16年の改正の目的は派遣労働に対する制限緩和を通じて労働力需給のミスマッチの解消、雇用機会の拡大、人材派遣労働者の処遇改善などでありまして、製造現場への派遣禁止や一般業務で最長1年という派遣期間の制限があると、このような目標を達成することが難しくなります。派遣をめぐるこれまでの論議では、正社員を人材派遣労働者に置きかえる常用代替が起きないように制限することに関心が集中しておりました。この改正は規制緩和と規制強化の両面があり、問題があるからだめだというのではなく派遣のメリットを引き出しながら問題点を解決するというスタンスです。派遣期間の上限延長は派遣の臨時的、一時的雇用という位置づけを変えるわけではなく、法改正で派遣本来のあり方に近づくことを目指しております。

議員御指摘のとおり、現在全国で非正規労働者と言われる方々は正規のその約3割となっております。2009年1月から3月期の特徴は、正規雇用者は前年の採用状況がよかったため、や

や増加しているのに対し、非正規雇用者が初めて減少に転じた点であり、このため非正規雇用者比率は33.3%へと低下しております。このことは2008年後半からの世界的な経済危機の中で行われた派遣切りなどの影響が端的に出ている結果と言えます。この20年間続いてきた正規雇用から非正規雇用へといった傾向から大きく逸脱し、非正規雇用者までも雇いどめする事態となったため、派遣やパートの雇用者もパニックに陥り、非正規雇用者の問題が社会問題として大きくクローズアップされるに至ったと考えます。

民主党の雇用分野のマニフェストには、1つ、すべての労働者を雇用保険の被保険者に。2つ、雇用保険の国庫負担を4分の1に戻す。3つ、すべての労働者に適用される全国最低賃金を設定し、全国平均1,000円を目指す。4つ、製造現場への派遣労働を原則禁止。5つ、日雇い派遣は原則禁止の5項目が既に打ち出されており、新政権の優先課題として取り組まれると思います。しかし、依然として地方の経済状況は厳しい状況であり、正規、非正規を問わず、総合的な雇用問題につきましては当面国や県及び関係機関と連携し、情勢を見きわめながら積極的な施策を模索してまいりたいと考えております。

次に、町内の勤労者の実態を把握し、対策をとることを求めるということでございます。

町内誘致企業の雇用状況は4月現在で昨年と同時期と全体を比較しますと、正規では16人、非正規では63人とともに減少しております。地域別に見ますと、町内の方では21人の減少、町外の方では55人の減少となっております。一方では誘致企業全体として合計20名の町内雇用新規採用も生まれているのが現状でございます。リーマンショック以後最悪の経済社会の中、地方では工場閉鎖も至るところで聞かれる状況ではありますが、本町の誘致企業に至っては苦しい中、稼働し、自社努力で本当に頑張っておられます。この企業努力に対し、衷心より敬意を表すところであります。

また、一方では一步一步着実に業績を伸ばし、地元雇用においても大きな貢献をいただいている企業もございます。南部町全体の9月7日現在のハローワークへの町内登録者数は152人です。参考までにことし1月の登録者数が45名ですから、約3倍の登録者数となっております。

本町では1月より企画政策課に就労相談窓口を設置し、雇用の対応をしているところです。現在までの相談件数は10件ほどですが、その中で町内企業に紹介し、採用された方も1名ございます。昨年2月から3月末までの緊急雇用政策といたしまして、他の市町村に先駆けて、一般事務、料理などの職場に16名の臨時雇用を確保いたしました。そのうち県の基金による緊急雇用創出事業を利用し、町の直接雇用として町道林道作業員を半年間3名ずつ、3年間で延べ18名

の採用を計画しています。ちなみに、平成20年度に県の基金による緊急雇用創出事業に取り組みましたのは、県内では南部町のみであります。また、ふるさと雇用再生特別事業では今年度より防災コーディネーター7名、森林公園など環境整備事業1名、枯れ松など伐倒、間伐事業として9名を3年間の委託事業として実施しています。人材育成、職業教育の側面では本町も加盟している鳥取県地域雇用創造協議会で、とっとり高度人財「燦然」プランと題して企業ニーズに合ったさまざまなカテゴリー人材の育成や教育を行って就業を支援しており、現在まで本町からは合計16名の応募がありました。今後も県及びハローワーク米子などの関係機関と連携をとりながら、雇用対策は進めてまいりたいと思っております。

町が雇用する非正規雇用の待遇改善についてでございます。議員が非正規雇用と言われるのは本町での臨時的任用職員及び非常勤職員に該当する者として質問にはお答えさせていただきます。

まず、どこの自治体も共通して平成16年からの三位一体改革により財政難に陥り、そのため行財政改革による職員定数削減や事業の縮減を行って、財政破綻を招かないよう努力してきたことで今日の健全な自治体運営につながっております。我が町も合併時には180人の正職員がおりましたが、本年4月1日現在では145人まで削減をして財政難をしのいできました。しかし、今後、少子高齢化の影響で人口が1万2,000人を下回ることにより、普通交付税は減りさらに税収入が落ち込むことが予測され、職員数の削減はまだしていかなければ健全な財政運営はできないと思っております。

このような状況を御理解いただき、御質問に移ります。

保育園現場の職員の状況は、職員総数67名で、うち正職員が26名となっております。正職員より非常勤職員が多い状況が発生しております。このことは以前に議会で申し上げましたが、南部町では手厚い保育をするために国基準以上の職員配置をしていることが要因の一つとなっております。国の基準では、0歳児は3人に1人の保育士の配置ですが、南部町では園児2.4人に1人の保育士を配置していますし、同様に1歳児、2歳児についても国の示した基準以上に保育士を配置しております。さらに注意を要する園児の入所がふえ、クラス担任だけでは対応できないために、補助の保育士を配置しなければならない現状も非常勤保育士の増加につながっております。このことは学校現場でも同様に、支援員の非常勤職員の配置を必要とする児童生徒がふえていることも申し添えておきます。

子育て支援、教育支援で手厚くしていきたい、していくべきであるということは議員も私も同じ気持ちであると思っております。仲田議員にも昨日説明しましたけれども、再度説明いたします。4園の運営費の合計は歳出が3億2,313万7,000円で、歳入は保育料8,388万

1,000円と交付税算定分1億2,073万3,000円、県の補助金などの特定財源1,491万2,000円、合計2億1,952万6,000円でございます。この差額1億361万1,000円が町の超過負担となっております。これが20年度の結果であります。平成21年度はマニフェストでお約束しましたので、さらに保育料の減免を行いました。減免額は約2,200万円となっております。また、非常勤職員の待遇改善に伴い、約800万円増額となります。このため平成20年度より約3,000万円の超過負担が増額となる見込みです。保育所運営は赤字現状となっております。この状態で今の非常勤職員をすべて正職員に切りかえて運営していくことは非常に難しいことであることは、今後ふえていく他の社会保障制度に伴う財政負担のことを考えれば、議員にも御理解がいただけるものだと思います。

次に、非常勤職員の待遇改善についてでございます。町長マニフェストで子育て支援各施策の拡大と充実を掲げてまいりましたので、さらなる改善に取り組むことにいたしました。非常勤職員の待遇改善については、平成20年度は南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の任用などに関する規則を改め、非常勤の賃金を日額から月額に改め、勤務日数の変動からくる不安定収入の解消を行いました。そして、平成21年度は南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件などに関する条例を定め、基本給を上げるとともに、付加報酬、ボーナスであります、それから通勤手当相当額などの支給もするよう条例改正を行いました。このことで非常勤保育士の平成19年度の年間支払い総額は約160万円から平成20年度は約180万円、平成21年度は200万円を少し超えるまで改善を行っております。現在の財政状況の中で200万円を超えるまで改善できて、官製ワーキングプアの問題解決に向けた努力を御理解をいただいたらと思います。以上でございます。

高校授業料の無料化を国に求めるということですが、これはもう民主党がマニフェストで安心して子育てと教育ができる政策という中で言っておりますよ。子ども手当の支給などなどと一緒に示されておるわけでありまして、無償化を実現するためには一定の財源が必要であります。むだ遣いなど国家財政の見直しはなされたにしても、限られた財源であることには変わりはないわけでありまして、他のマニフェストとの関連もありますし、町長として現段階で特にお答えすることはございません。

ただ、高速道路の無料化も示されているようですが、何でもただというのはいかがなものかというように思っております。確かに就学援助を要する御家庭がふえていることは事実だろうと思いますが、それをもってでは無償化にということは果たして住民にとって公平、公正な施策であるのか、今優先されるべき施策として国民の賛同を得られるのか、疑問が残るところであります。

さまざまな角度から子供さんのおられる御家庭の実態を把握し、現状施策の充実、拡大について改めて見直すことも大切な視点ではないかと考えております。

次に、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者の受診を無料にする制度ということでございます。高齢者の方に対する医療は従前は老人保健法に基づき実施されておりましたが、その財源は国、県、町の負担金と健康保険などの拠出金で賄われておりました。しかし、高齢化の進展などにより、年々医療費が増加し、健康保険各組合の老人保健拠出金が増大したため、健康組合の拠出金不払い運動に発展してまいりました。このことを受けて、高齢者の保険料と支え手である現役世代の負担の明確化、公平化を図ることなどを目的として後期高齢者医療制度が創設をされております。この制度は、制度開始当初にはさまざまな分野から批判がありましたが、昨年後半に発生した世界金融危機以降は若年層の脆弱な雇用、給与基盤が露呈したこともあり、高齢者の皆さんからも相応の負担をいただくのはやむを得ないとし、定着してきたのではないかと考えております。後期高齢者医療制度につきましては、民主党のマニフェストでは廃止とうたわれておりますが、今後の国の医療政策が示されるのを待ちたいと考えます。

また、高齢者の受診を無料にする制度を国に求めようとの御意見でございますが、これまで御苦労なされた高齢者の皆さんへの医療費について、低負担であればよいと私も思うのですが、議員がおっしゃるような無料化にすれば間違いなく日本の医療制度や社会保障制度は崩壊するのではないかと心配をしております。表面的な部分を取り上げるだけでなく、本質を見きわめ対応すべきではないかと考えておりますので、議員のおっしゃるような無料化というのは、これはそういうふうにはならないと私は思っております。

次に、地域振興区政策を問うということでございます。

まず、政策実現に要した費用でございますが、平成16年10月から20年度までの延べ5年間の政策実現に要した事業費は約5,000万円であります。この中には合併市町村補助金が735万円含まれております。これらの投資の効果につきましては、南部町において地域のことは地域で決めるという地方分権が住民の皆さんの手元に届く仕掛けができて、それが制度として定着しつつあるということでもあります。あわせて、少子高齢化など地域の課題を住民の皆さんと行政が一緒になって解決するシステムも確立しつつあります。このことは近隣市町村ばかりでなく、全国的にも高い関心と評価を得ているところであります。

次に、支援職員、会長、副会長を今後どう位置づけるかとの質問ですが、会長、副会長は今後も地域のリーダーであり、町の施策である地域振興区を中心とした地域づくりの実践者として活躍いただきたいと考えております。支援員については、地域振興協議会の設立時には当面3年間

は地域の支援を行ってもらうよう考えておりましたが、いましばらく町からの人的支援が必要であると考えております。ただし、地域振興協議会が将来にわたって自主的に活動を行っていかどうかなどの状況判断を行った上で、現在2人の職員でもって支援をさせている地域振興協議会においては1人体制に移行していくことも考えております。

次に、地域振興区による成果と課題についての御質問ですが、成果については全体的にコミュニティの活性化や地域の総合力の向上が上げられます。

1番目として、集落づくり計画や地域づくり計画の策定段階で、今まではつながりがなかった方とみずからの地域について語り合うことができ交流の輪が広がりました。その結果、協議会の行事などに対して以前よりは積極的に参加していただける方がふえてきております。また、各地域振興協議会の専門部が今までの事業を発展させ、また今までにない活動に取り組むことにより、地域の実情に合った、かつ工夫に満ちた地域づくりが進められております。

2番目に、高齢者で独居の方について、声かけや見回りを行うことにより、人命を救ったことがありました。実際に自宅で倒れていた方を見回りの方が見つけたことにより一命を取りとめる出来事などがありました。これは福祉マップや防災マップづくりを通して、御高齢の方や障がいのある方の把握ができたと同時に、どの人をだれが見るということが明確になってきたためだと考えられます。

3番目に、地域産業の芽が出てきたことです。御存じのとおり、地域の特産品として法勝寺地区地域振興協議会ではマコモタケの栽培を行っておられます。南さいはく地域振興協議会ではウド栽培に取り組んでおられます。南さいはくでは今後加工技術の習得や販路の確保など第2次、3次の産業分野にも取り組まれると聞いております。

4番目に、安心安全の地域づくりが進んでいることです。6月議会でもお話ししましたように、今年度から7つの振興協議会に防災コーディネーターが誕生しております。防災コーディネーターが誕生した背景には、今後、災害に強い町づくりを進めていくために各地域において防災力を高めていく必要があり、その中心を担っていく方が必要であると考え、地域振興協議会と連携し、地域防災力向上に向けた事業に取り組んでおります。現在、基本的には防災コーディネーターがそれぞれの地域振興協議会の職員でありますので、具体的な活動については地域振興協議会の中で協議されているところではありますが、町としては各集落に自主防災組織を設置していただくようお願いしております。既に集落において説明会も開催されていると聞いております。また、今月の末に新型インフルエンザについての講習会を開催する振興協議会もあると伺っております。今後、防災コーディネーターを中心とした振興協議会の防災事業においては、災害や危機に対す

る予防及び防御策の普及、啓発はもちろんですが、災害が発生した場合に主体的に活動できる集落の育成に期待をしております。

5 番目には、地域の課題が迅速に解決できるようになりました。理由として会長、副会長初め支援職員が地域にいつもいることにより、今までは役場まで行かなければならなかった課題が身近で、しかも即座に解決することができるようになりました。協議会ができるまでは、行政要望を年1回上げ、町で予算をつけ、解決に至るまでには複数年かかることも多々ありましたので、地域振興協議会を中心とした地域づくり、まちづくりが機能し始めていると感じております。

その次に、地域振興区に関する課題についてお答えいたします。今までの議会の中でもお答えしておりますが、地域振興協議会が発足してからまだ3年目ですので、みずからの課題をみずから解決する機運が高まってはきておりますけれども、その状況が町民一人一人に十分浸透する状況ではないと感じております。2点目の課題としまして、振興協議会に未加入の集落がありますので、その集落の皆さんには振興協議会の地域に密着したさまざまな活動を知っていただき、近い将来振興協議会に加入していただきたいと考えております。また、そうなるよう町も話し合いの機会を持ちたいと考えております。

地域振興協議会は、地域にあるさまざまな課題をスピーディーにそしてニーズに合ったように解決していく住民主体の組織でありますので、そのように住民の皆さんに認知していただけるように、町としましても今後も人的・財政的支援を継続し、地域振興協議会が頼りになる組織になるようにバックアップを行ってまいりたいと考えております。

次に、下阿賀自治会に文書配布費用の支払いを求めるとの御意見ですが、昨年度の区長さんとお話し合いによって町の条例には報酬支払う根拠がないことからお支払いできないということをお話し上げ、区長さんからは請求はしないと、このようなお返事をいただいて進んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、再質問をしていきますけれども、質問の順番でやりませんのでちょっとその点よろしくお願いたいんですけども、2番目に質問しました地域振興区の問題をまず質問しまして、それが決着がつかましたらもとの問題に戻っていきなと思っておりますのでよろしくお願いします。

まず、政策実現に要した費用は職員給与を含めてどれだけかというふう聞いておりますので、政策経費が5,000万ということで答弁があったんですけども、5,000万という政策経費もちょっと後で聞きますけれども、人件費、これまで専任職員つけてこられたので、それは要求

していますのできちんと答えてください。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） お答えします。企画政策課長でございます。

まず、初めに職員、従来からおりました職員は、人員が減る中でこの地域の活性化に支援員として配置しておるとい状況であります、この中で平成19年に振興協議会が発足しました際に、その支援員というスタッフを配置しております。まず19年が14名、各振興協議会、これの人件費ということによろしゅうございますね。19年が1億50万5,000円であります、14名。それから20年度が12名でありまして、8,795万円。これは給与に加えまして、社会保険料、それから退職積み立てとかもろもろの職員にかかわる経費すべてをカウントしたものでございます。21年は今継続中でございますのでまだ額が確定しておりませんが、おおむね20年度と同額程度になるというふうに見込んでおるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 19年が1億50万5,000円、20年度が12名ということで、実際には直接委託して雇用されておられる方が2名おられますね。その方の分は幾らですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 各振興区の方で雇用しておられる職員の方というのは先ほど町長の答弁の中にありましたおおむね約5,000万の中に入っておるんですが、議員お尋ねはその中身、金額でございましょうか。これにつきましては法勝寺地区とそれから会見富有の里、法勝寺地区振興協議会と会見富有の里振興協議会にそれぞれお一人ずつ平成20年度からその人員が採用されておられまして、その総額は439万7,000円あります。21年度はまだ額が確定しておりませんが、おおむね同様程度の金額になると見込んでおります。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと人件費については大体わかりましたけども、政策経費が5,000万ということなんですけども、私ちょっと16年からずっと決算の資料を見直してみましたけれども、16年からはずっと幾らかずつあるんですけども19年から本格的に振興区が発足しておりますけれども、19年分として自治区再編の費用とか会長等報酬、それから交付金、それから燃料代、軽バン7台分、これを合わせますと19年で3,316万8,000円余りなんです。これ、私の計算違ってますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。19年度分の積算の、当方がいた

しました内訳でございますけども、議員御質問の新たに発生した政策経費ということでございまして、振興協議会が発足したことによって起こった費用というのは、例えば車を買いました、各振興協議会で。それから事務所を整備しましたというようなもの、当然先ほどおっしゃいました会長さんの報酬というものもございしますが、それらを合わせまして先ほど申しあげました19、20両年度で5,040万、約5,000万ということでございます。議員が御質問になった数字と若干異なると思いますのは、従来から継続しておりました事業、これについては新たな費用という観点ではないという判断で、そこは外しております。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、ちょっと確認ですけれども、単純にこの私は決算書を見て洗い出したんですけれども、自治会長といいますか区長制度ですね、区長制度の中でこれまで区へ支援していた金額に当たるような部分を引いているということですか。その点の確認を。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前9時43分休憩

---

午前9時43分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。ごめんなさい、済みません、ちょっともう1回お尋ねします。議員が決算書で計算された額、幾らとおっしゃいましたですか。

○議員（4番 植田 均君） 19年が3,316万8,532円。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前9時44分休憩

---

午前9時45分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 19年度の当方がカウントした金額というのは、約3,070万でございます。議員がおっしゃった金額というのが3,300万ほどあります。300万違いますのは、区長報酬等はもちろんここに入れて、区長報酬ではないですね、交付金の中に従来入

れておりますが、例えば300万の中身っていうのは公民館の活動費、これは従来からずっと継続してありましたんでそのあたりは新たな経費としては積算しておりませんので、当方が積算しましたものが再度申し上げますが約3,070万ということでございます。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 若干食い違うんですけども、いろいろ今後こういうこの政策が本当に必要かどうかというあたりで十分に検討する必要があるわけですね。費用対効果も含めて、これが今後町政の政策として引き続き進めていくべき課題なのかということも十分検討しなければなりませんので、そういう資料をきちんとそろえていただきたい。それに町執行部が出される積算が合理的かどうかということも検討しなければなりませんからね。その点よろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。（発言する者あり）

○企画政策課長（長尾 健治君） はい、わかりました。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私はこの振興区の、いろいろ町長は成果だけを強調されるのですが、住民の理解というあたりで最後に課題として十分にこの必要性について浸透できてないということも認められましたね。それでそのことについて認められました。そこでですね、私はこの振興区ができて、一つは住民の参加が本当に進んだのかということを実体的にリアルに検証する必要があると思うんですよ。いろんな指標があると思うんですけども、具体的にこれまで振興区が始まる以前から継続している活動と、新たにつくられた活動というところで、そのでできる前とできた後というあたりでの住民の参加が本当に進んだのか、この振興区を本当に必要とされているのか、そのことを客観的に検証する必要があると思うんですよ。その点で、どのようにそのあたりのデータをお持ちでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 具体的なデータというわけではございませんけれども、振興協議会ができて、それぞれの地域で連携という言葉がキーワードになってきているように思います。

町長答弁にもありましたけれども、南さいはく振興協議会では将来の特産品にとウドの試験栽培に取り組んでいらっしゃいます。山菜会の食材にも提供されています。振興協議会の地域づくり部の皆さん、ふれあい部の皆さん、それから食生活改善推進員の皆さん、この方々が連携されてウドを食材にした新しい試食品、これをつくられました。試食会の開催もされまし

た。特産品のウドにまた一步近づくすばらしい取り組みであるというふうに思っております。それからあいみ手間山地域振興協議会では集落地域の健康福祉の連携づくり、こういったことができないかということで、今、取り組みを進めていらっしゃいます。地域には福祉委員さん、民生委員さん、それから健康増進委員さん、いろいろな健康福祉にかかわられる方がいらっしゃるわけですが、けれどもなかなか一堂に会して自分たちの集落とか地域について語られることはこれまで少なかったように思います。自分たちが連携することによって地域集落のひとり住まいの御高齢の方、あるいは高齢世帯の方、そういったことをサポートしていける、そういった体制づくりが何とかできないかということで、今、取り組みの方を進めていらっしゃいます。このほかにも東西町では野菜生産農家の方と振興協議会が連携をされて日曜市を開催されていらっしゃいます。それから、会見富有の里では自衛消防団と振興協議会が連携をされてサポート体制、こういったものの確立を目指していらっしゃいます。振興協議会ができて、それぞれの地域で今申しあげましたようなさまざまな形で連携という言葉が動き出してきて、当然そこには住民の皆さんの参画というものが当然ありますので、住民の皆さんの参画というのは、協議会ができる以前よりは当然そこには目に見えた形としてあらわれてきてるというふうに思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 済みません、ちょっと先ほどのもとに戻りますけども、政策的経費の20年分わかりますか。その点お願いします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長であります。政策的経費の20年度分ですが、3項目ございまして申し上げます。会長等報酬は1,077万7,000円であります。それから、交付金につきましては810万2,000円あります。地域振興区の方で使用します燃料代、それから電気代、水道代等が91万3,000円あります。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 20年の会長報酬と支援事業を除いた交付金、私が交付金で算定してますけども、20年は2,450万余り出てるんですね、その中の810万2,000円ですか、が従来以外だと、その辺は見解が違うのでそれはそれとして聞いておきます。

それで、先ほど地域振興専門員の仲田さんから答弁あったんですけども、私は、政策を検証する際に、そういう観念論といいますか、頑張ってるというようなことの積み重ねでは政策の検証はできないと思うんですよ。客観的に何がどう変わったのかっていうことを示すデータを積み

上げてこれが必要なんだということにならなければ、教育長がちょっと見ておられますので、教育委員会の事業成果についてもそういう検証をされてますよね。私はこの町の事業で本当に客観的にこの事業がどうなのかということをも十分検証する必要があると思うので、その辺の職員、支援職員が張りついておられるんですから、そのあたりのデータの蓄積、本当はできてるんじゃないでしょうか。できてないんですか。私、できてないとしたら職務怠慢だと思うんですよ。どうですか。

○議長（石上 良夫君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 統括地域振興専門員でございます。具体的にどのデータの数ということで今ここではお示しできませんけれども、地域づくりを進めていく上でお金をこれだけ費やしたからここまでできましたというような、工事でいう着工率みたいなことにはならないというふうに思っております。先ほど町長が答弁の中で申されましたけれども、5つのここに振興協議会の成果ということがございました。そういったこの5つの成果とってもお金でははかり知れない、地域としては非常に大事な財産ができたというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は批判的意見に耳を傾けるべきだということは一つ言いたいですけれども、私たちがいろんな形で町民の皆さんから聞いている声を一部、いっぱいいっぱいあるんですけれども、この限られた時間ですので少し紹介いたしますので聞いていてください。

まず、21世紀の時代に明治時代のやり方だと一部の役員が苦言を呈していた。役員会で発言し、質問しても都合の悪いことは担当職員と会長で相談して全体会で検討しないというようなことになったというような不満の声があります。それから、振興区をつくっても最終的には集落の力が必要になる。区長を軽視するやり方は地区をだめにしてしまう。若い区長の発言を担当職員が都合が悪いことは抑えるという。区長の会では全くやる気をなくしている。今後欠席する。地区を壊している。地域振興区のようなものは、住民の積極的な要望、盛り上がりによって設立すべきなのに、町民の意見も十分に聞かず理解もしてないうちに一部の町民を利用して町のスケジュールによって設立することは、大多数の住民の理解を得ることはできない。地域振興協議会について、町の広報紙等の説明でよくわからない。第一、なぜこのような組織が必要であるのかよくわからない。独善的な押しつけではないか。部落単位、各自治区単位の説明協議はなされなかった。地域振興協議会の設立記念会はあきれました。役員顔ぶれを見ると坂本町長の後援会のようです。住民不在の地域振興区、町のすることはいつでも住民不在、だから町に活気がありま

せん。地域振興区は町の繁栄を目指す政策であれば納得できるが、南部町の振興区はただ金をばらまいている政策としか思えない。地域振興区はやめてください。町長の一方的町政に不満がある。今のやり方は本末転倒、地域の必要に応じてつくられるべきで、行政の押しつけでは何を振興するのか疑問。住民にわかりやすい地道な行政に戻るべきだと思います。役員は集落から班におりてきて1名ずつ出さされた。町のむだ遣いのツケを住民参加、ボランティアにつけかえられただけだと思う。反対の意見を言ったが、ただただ御理解をとだけ、説明した人もよくわかっていないのでは。いつだれが決めたのですか。お金がないと言いながらいろんなことを言う。もっと住民のことを第一に考えてほしい。年金生活でひとり暮らしをしているが、余りにもいろいろなことが変わっていき、これからの生活が不安で生きる気力を失う。地域振興区の説明を1回聞いただけでどんどん進められているように思う。財政を有効に使ってほしい。地域振興区に使った経費に見合わない活動であった場合はやめてほしい。一部ですけど、こういうようなたくさん住民の皆さんからの声をいただいているんですよ。

私は、この前の見直し検討委員会を、会長とそれから島根大学の教授とそれから社協の方を入れた見直し検討会だということですよ。私、これでは絶対ちゃんとした見直しなどできるわけがないと思います。町長はこの声を聞かれて、そのような見直しでこの政策をまたどんどんこのままの形で進めていくお考えですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。きのうのそれぞれの議員さんの御質問にもお答えをいたしましたけれども、課題がないわけではないので、そういうことも含めて検討会で御相談をしたいというように思っております。基本的にはこの政策が非常に町の発展にとって奏功しているというように相対的に評価しておりますので、この大きく見直しの方向、かじを切るというようなことは考えておりません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 去年の10月の選挙結果でも大きな批判があったと私は考えています。町長はそれを頑張れというふうに言われたんだというふうに言われましたけども、私は違うのではないかと考えております。

その根本的な原因というのがどこにあるのかというふうに私考えているんですけども、この地域振興区の設置条例の第1条で、町の、この第1条、目的ですね、途中から読みますけども、南部町地域振興区に関し必要な事項を定めることにより、もって地方自治法第1条の2、1項に定める町の役割の実現並びに自立性を高め、魅力ある地域づくり及びまちづくりに寄与することを

目的とすると第1条でうたっておりますし、第3条で町民の責務で、町民はみずから暮らす地域をより住みやすく活気のあるものとするために、町民と行政がともにまちづくりを行う場である地域振興区が行う活動に参加するよう努めるものとする、この2つの規定が私は地方自治法に違反すると思ってるんですよ。なぜかといいますと、この1条の目的で言っているこの住民とともにまちづくりをするっていうことは、第1条というのは、地方自治法の第1条っていうのは町の責務を決めてるんですよ、町の責務を。その町の責務の中に住民も一緒にやれという内容になっているわけですね。3条で住民が町のこの振興区にやるんだという町民の責務を決めているという内容なんですけども、それがなぜ地方自治法に違反するかといいますと、第10条で住民の意義及び権利義務というところで、第10条はその2で、住民は法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。これが地方自治法が規定している行政と住民の関係なんですよ。その町の責務の中に住民を入れて、入れることは、それができるのは住民に100%の合意ができたときにこういうことは可能だと私は考えるんですよ。住民の任意の組織にこういう条例で縛っていくっていうやり方がなじまない、これは本来あり得ないやり方なんですよ。そういうところから先ほども言いました町の押しつけだという意識が広がっていく、そういう条例になっているんだと私は考えているんですけども、その辺は見解が違うので、この点は、私はそう考えているということで先に進みます。

それで、下阿賀の自治会に文書配布料を払わないという問題で、町は振興区の補助金の規則でしたかね、これにないからやらないということを言っておられますし、それから、それが最大の根拠になってると思うんですけども、この規則というのは地域振興区に入っている集落に対して補助金を交付することを決めてる規則ですね。だから下阿賀に払わないことを決めてる規則ではない、そうですね。その確認をします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 振興協議会に支払う交付金というのは振興協議会を事業主体として交付しているものでございます。ですから、議員のおっしゃることはちょっと理解ができませんんですけども。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 何言ってるんですか。何言ってるんですか。あなた法律わかっていますか。この規則は振興区に入っているところに交付金を出す規則ですね、そのことを確認しているんですよ。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 入るとか入らないとかではなくて、振興区の方に出している補助金、交付金であります。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） ですから、下阿賀に払えないということを、これをもって言うことはできませんね。できませんね。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 植田議員さんの下阿賀に手当が払われないのは何に基づいてかということですが、これは以前にさかのぼって要は整理していただきたいというふうに思いますが、この振興区をつくったときに従来あった区長さんは非常勤特別職ということで条例できちっと制定がしてあったわけです。ところが、振興区ができたときにこの区長制度というのは町は廃止をしたわけです。これは議会の方でも御審議いただいて議決をいただいて、そういう経過が御承知だと思います。今その制度がないわけですから、町は区長さんにそういう手当を払うものがないと、さっき課長が言いましたのは。今、区長手当云々ということでうちは交付金を出しておるわけではないですけれども、事業団体といいますか、振興区という事業団体にいわゆる交付金ということで一括出しておるわけで、その振興協議会の中ではそれぞれの区長さんというのはたしか全協議会が評議員さんということで位置づけがなって、それについていろんな手当の支給基準というのは振興協議会が定めておられるわけですから、なかなかその振興協議会に加入されないとそういう振興協議会の手当ということは受給は難しいではないかなということがあります。ですから、もてこの振興協議会をつくったその趣旨からして、その入らないということは、全町、全地域でどんどん入って一緒に活動してくださいという趣旨でつくってあるわけですから、当然そこに入って地域の皆さんと一緒にやっていただければ対等なそれだけの手当というのは振興協議会から受給していただけるというふうに思っております。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 地域振興区にこの文書配布料に当たる積算をして振興区に対しては補助してますね。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長です。おっしゃるとおりです。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） この文書配布というのは町の仕事ではありませんか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時10分休憩

---

午前10時10分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 振興協議会に出す根拠ということでございますけれども、これも以前からいろいろ言っておりますが、何回も言っておりますけれども、交付金を出しております、これは当初から言っておりますように、今までそういった地区に出しておる公民館の経費だとか区長さんの手当だとかそういうものをとにかく地区へ出すんだという考え方でスタートしておるわけですから、根拠といえますか、その辺がいろいろ意味のとらえ方があるというふうに思いますが、積み上げたベースにはなっております。ただ、そのものをこういうふうに必ず使ってくださいというような位置づけで交付金は支給はしておりません。そういう意味で御理解をいただきたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 積算の根拠になっているということで十分でありまして、私は入らないで差別するということがあっていいのかということなんです。この条例上も努めるものとするですね、住民はね、任意団体ということもずっと言ってきました。それで、町は条例で補助金交付規則を持っていますよね、これを使えば何ぼでもできるんですよ。それをせずに差別するっていうのは、これは先ほど言いました地方自治法の10条ですか、10条ですね、これに明確に違反しますよ。住民に対して差別するんですからね。これは訴訟したら大変なことになりますよ。わかってるんですか。町の交付金規則で出すべきではありませんか。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 手当の支給というようなことは、なかなか補助金の基準で支給するということはできないというふうに思います。今現在そういう補助制度もありませんし、そういう区長の手当を出す補助事業というようなことは今考えておりません。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 文書配布は町の仕事ではないんですか。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） これも以前から申し上げておりますように、振興協議会をつくったと

きから振興協議会において文書配布は必須事業だというような位置づけで振興協議会をお願いを  
すると。町からは振興協議会の方にその文書の配布、そういったことについてはお願いをしてお  
るといふ状況でございます。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） このようなへ理屈が通るんだったらね、本当に世の中真っ暗です  
よ。本当にね、住民に入る入らないで差別するなんていうことはあってはなりません。公務員の  
資格ないですよ。何考えてるんですか。何で交付金要綱で出さないんですか。町の仕事でしょ  
うが。はっきり、町長、もういいかげんにこういうことをやめたらどうですか。ずうっとこうい  
うことで引きずって、結局住民の皆さんがこういうやりとり見て何を感じられるかわかりますか。  
町は入ってないところをまますり扱ってるといふふうにししか見ませんよ。こんな行政があっ  
ていんですか。考え直しませんか、町長。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。植田議員さんはいささか誤解をなさっておられるのではないかと  
いふように聞いておりました。この交付金については、地域振興区が行うさまざまな事業につ  
いて町の方が交付をするということでございます。そして振興区を通じて、例えば未加入の集落が  
あっても振興区と交渉をして受け取る手段というのとはできておるといふように私は理解をいた  
しております。町は振興区に最初つくるときにこの文書配布については必須事業でお願いしてお  
るということございまして、それが幾らというようなことではございませんけれども、あとは振  
興区で決めていただくようにしております。ですから、振興区ごとに配布にかかる経費をどのよ  
うにしておられるのか今わかりませんが、違はずです、違はずであります。

それともう一つ、私が聞いておる限りにおきましては、町の方で振興区からも受け取らない、  
自分たちも配らないということございましたので、町の方で直接シルバー人材センターにお願  
いしたり、あるいは町の職員が配ったりいろいろやった経過もございまして。そういう経過の中  
で、区長さんの方から直接送るといふようなことはせんでほしいと、自分たちが直接配るとい  
うことをおっしゃって、代金については要らんということ聞いております。町としてはシルバー  
さんをお願いするとか、町の職員が直接配るとか、あるいは直送するとか、いろんな手段をも  
って住民の皆さんに行政情報についてお知らせするように手段を考えたわけですが、区長  
さんの方からそのような申し出もあって現在に至っておるといふように理解をいたして  
おるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 何でそういうことにこだわるんですか。交付金要綱で費用弁償すればいいじゃないですか。何でそういうかたくなな、何ていいますかね、ことをするんですか。任意組織ですよ。同じ町に住む住民に対してこういうことをいつまでもやっていくって町長の姿勢ね、これは異常ですよ。きちんと補助金の規定に従って請求してもらって出せばいいじゃないですか。何を郵送とか職員が直接配るとか、何でそこでこだわり続けるのか、その姿勢が町民には理解できませんよ。仮に郵送とか職員が配った場合ね、これは費用対効果でばかげた話ですよ。高い給料もらっている職員がやるんですか、そういうことを町長は命じるんですか、そしてまた直接郵送などといったら、また莫大な経費ですよ。なぜ自治会に直接その費用を渡せないのか、そのことは全く理解できませんね。地方自治法違反の疑い大いにありますよ。こういうことをまだやるんですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。経過の中で区長さんがお配りになさったときに振興協議会の関連の文書はお配りにならなかった、残してあったということがあったわけです。そういうことでは困る、町としてはすべての文書を、賛成か反対かわかりませんが、仕分けをしないですべて配ってほしいという願いでございますから、それだったら町の方でやりますということをやったわけでありまして。その結果、いろいろやりとりはあったけれども、区長さんの方でこれは対応するので自分たちに任せてほしいと、文書の仕分けはしませんが、振興協議会の関連文書も配りますということで今日に至っておるといように理解しておりますから、植田議員の質問と集落の気持ちというのはちょっと違うのではないかと考えております。それから町内でも自治会に入っておられない世帯がございます。各集落に自治会のつき合いをしないという世帯があるわけです。そういう世帯には町の方から直接送っております。そういうぐあいにしておりますけれども、私の希望としてはむしろこだわるということよりも、天津地域振興協議会のルールで下阿賀の振興協議会からいただかれて配っていただいたらどうでしょうか。そっちの方がおかしいように思うわけですが、既に条例でも制定されて、２年以上の月日がたって、住民の皆さんの中に一定の定着もしてきたこういう状況の中であって、振興協議会になぜそこまでこだわられるのか、振興協議会に行きて、天津地域振興協議会のルールの中で文書配布料を受け取られたらその手段は残っているわけですから、別にそういうことをこだわられる必要はないのではないかと私は逆に思うわけです。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 町長は地域振興区っていうこの枠組みにどうしても住民をはめ込み

たいわけですね、そのことははっきりしたんじゃないですか。任意の団体なのに、そこに任意の組織にね、加入するもしないも任意なんですよ。条例があろうと、それは私が言いましたように地方自治法違反という疑いもあるんですよ。わかってるんですかね。私はその、強権ですね、強権政治、ファシストに近いですね。私はそういうことを連想しますよ、こういうやり方を見ますと。どうしても首根っこを押さえつけて従わせると、こういうやり方じゃないですか、任意団体に。だから反発が出るんですよ。わかりませんか。本当にこの地域自治組織のあなたが進めているこういうやり方は、こういう本質を持ってるから、先ほど私がいろいろ言いましたけれども、嫌悪感を持って受け取られたりするんじゃないでしょうか。私はいろんなやり方があっていいと思います。

それで最後に、もう時間があと何分ですか。（「2分40秒です」と呼ぶ者あり）

こういう第3次地方町村議会活性化研究会っていうのが一番新しいものが出ておまして、市町村合併の問題を分析しておるんですよ。それでこのものを読んでみますとね、このあめとむちで国が市町村合併を進めてきた、これのひずみっていうことについてすごく分析しているんです。それで、その最後に何を結論づけているかという、一番大事なものは住民自治なんだと。住民自治、そこが発展しなければ町は活気づかない。住民自治が本当に根づいているのは自治会ですよ。自治会がすべての住んでる人たちを対象にして、何でも話し合っでそこで合意を形成してまとまったことをやっていく、そういうことをやらずに今の地域振興区は中2階をつくってね、それで、役員が忙しいんだろうと思います、頑張っておられるんですけども実際そのことは住民自治にとっては、先ほども言っておられた方がありましたけれども、自治を破壊しているっていう側面もあるんです。そういうことをきちんと見ていかないとだめだと思いますよ。私は町長の先ほどの下阿賀の自治会に対する姿勢については、改めていただくことを強く求めて、今回の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で4番、植田均君の質問を終わります。

---

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をします。再開は40分とします。

午前10時25分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

続いて1番、板井隆君の質問を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。石上議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順次 3 項目について質問をさせていただきます。

最初に、6 月 1 日から 7 月 3 1 日までの 2 カ月間、南西伯地域東長田、上長田の交通不便な地域の解消を図るため南さいはく乗り合いバスが試験運行されました。このことは両長田でも長年の懸案事項であり、過去、何人かの先輩議員から交通不便地域の解消への質問がなされたところでもあります。御存じのとおり、東長田には路線バス停留所から距離のある集落が二榎、金ヶ崎、八子、久蔵の 4 集落、上長田には赤谷、★牛、入蔵の 3 集落があり、試験運行では東長田地区が月曜日と水曜日、上長田が火曜日と金曜日で、1 日 6 便の運行でした。6 月が両長田で大人子供合わせ 1 8 日間の運行で延べ 1 2 7 人の乗車で、1 日平均 7. 1 人が利用され、7 月は同じく 1 8 日間の運行で延べ 9 7 人の乗車で、1 日平均 5. 4 人の利用があったとお聞きしております。7 月については夏休みになって子供の利用が少なくなったこと、また猛暑によりお年寄りの方も利用が減ったと推測します。

私は実際利用された方の御意見が聞きたく、何人かの人にお会いしました。買い物や病院に通院するにも近くの路線バス停まで歩けば 3 0 分以上もかかる道のりを車で送っていただき、本当に助かったと、もう少し具体的には、買い物も今まではバス停から歩いて帰ることを考えるとかさばる買い物は控えていたが、家の近くまで送ってくださるので安心して買い物ができた方、西伯病院へも子供の休みを聞いたり、最悪タクシーを使って通院をしていた方々から、週 2 回の運行での時刻も決まって路線バス停まで送迎があるので、通院やあわせて所用もできて本当によかったと。2 カ月間の試験運行でしたが、運転手さんも親切な方で気持ちよく利用ができたと大変喜んでおられました。町長はこの 2 カ月間の南さいはく乗り合いバス試験運行の結果をどのように検証されたのか、今後交通不便対策の解消に向けどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、防災未然防止にかかわる防災コーディネーターの役割についてお伺いいたします。7 月 2 1 日に中国地方がゲリラ豪雨に見舞われ、山口県防府市の老人ホームに土砂が流れ込み、入所者 7 人を含む 1 5 人が亡くなられ、2 4 日には九州北部を夕方から夜に襲った豪雨では福岡県、長崎県で 9 人が亡くなられ、さらに先月 9 日夜、兵庫県西部の佐用町を中心に、台風 9 号の影響による集中豪雨が襲った夜半の大雨に、同町では死者、行方不明は 2 0 人を数えた上、全半壊棟や浸水した住宅の復旧作業は現在でも困難をきわめているようです。ここでお亡くなりになられた方、被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

各地で相次ぐ豪雨被害は南部町でも人ごとではないと思い、豪雨にも地震並みの防災対策をとる必要性を感じ、また前段での集落への訪問で、老夫婦やひとり暮らしのお姿を拝見し、南部町の将来も明るいことばかりではないと痛感した次第です。本町では国の緊急雇用対策を活用し、いち早くこの問題の解決に向け7地区振興協議会への防災コーディネーターの設置を計画され、すべての協議会で防災コーディネーターが採用され、町民の安心と安全確保のための大なる効果を期待するものであります。

そこで、防災コーディネーターの現状についてお伺いいたします。また、防災コーディネーターの役割として組織における活動内容や活動方法、今後の持続的な防災町づくりの構築について、町長としての御所見をお伺いいたします。

最後の質問ですが、昨日の秦議員、細田議員が既に質問されましたのでこれ以上はしつこいと思いますが、私も地域振興協議会については毎回何らかの質問をさせていただいておりますので、お許しをいただきたいと思っております。

8月31日に緑水湖研修センターで開催された議会議員全員研修会で、7地区の地域振興協議会の会長、副会長さんとの意見交換会が開催され、各振興協議会の2年間の活動の成果と課題について報告があり、内容については昨日の質問で先輩議員が報告されたとおりでした。特に感動しましたのは、私が初めて振興協議会について質問しましたとき、町長さんから報告がありました東西町で2人の命を救った話、ほかに大国では通年のイベントで人と人との触れ合いと活動で地域の活性化を促しておられるところ、天津では過去からの伝統芸能を持続、発展させながら新しいイベントとして旧来からの組織、天津クラブさんが中心となって収穫祭、田んぼ市の計画がなされていること、あいみ手間山では手間暇かけてはぐくもう地域のきずな・地域の誇りをテーマに生活・教育・福祉・環境に分けた地域づくりが計画され、富有の里では既に防災コーディネーターが防災・防犯体制づくりについて集落の説明会が終わりかけていること、南さいはくではウドの栽培で特産化に取り組まれていること、法勝寺では地域づくりの計画を遂行し町により提案ができるよう組織力の向上の計画がなされていること等報告があり、会長、副会長、支援職員やスタッフの皆さんの努力に脱帽するばかりでした。日ごろから3チャンネルで振興協議会の活動報告を見ておりますが、投稿ビデオはほんのごく一部にしかすぎないことを改めて実感した次第です。

そこで、以下2点について質問をいたします。

7地区振興協議会で地域の特色を生かした地域づくり計画が作成され、さらに各集落における集落づくり計画も作成され、計画に従って地域の活性を促しております。それぞれの目的を達成

するには人材や金銭面での障害があると聞いております。この対策に町独自の支援対策の考えがないかお伺いをいたします。

次に、活動が活発化するに伴い、役員の会合が重なり時間的・肉体的に負担を増大しています。持続的な活動を進めるための支援的予算が組めないか、お伺いをいたします。

最後に、この場をおかりして、地域振興協議会に加入されていない集落の皆さんにお願いがあります。この2年間の地域振興協議会の活動は、これからの南部町の町づくりには欠くことのできない政策であると思います。昨日、細田議員が振興協議会は市民権を得たと発言されていましたが、私も同感です。合併後、行政範囲が拡大し、町民のサービス機関が手薄になる中、自分たちの地域は自分たちで守り育てる振興協議会の精神が植えつけられてきたと思います。加入されていない集落もそれぞれ集落づくりに頑張っておられると聞いております。集落づくりの集合体、自治体が地域づくりであり、地域づくりの集合体が町づくりであると思っています。ぜひ一緒に町づくりに参加をしていただけますことを切にお願いし、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

最初に、交通不便地域の公共交通対策についてでございます。

南西伯地域の公共交通対策として昨年、南さいはく地域振興協議会が関係集落だけの問題ではなく、振興区全体の課題としてとらえて、全世帯を対象としたアンケート調査や移動手段に支障を来しておられる方への聞き取りなどをされまして、調査結果をまとめられました。これをもとに地域振興協議会と協議した結果、町としましては集落からバス停までの住民の方の交通手段を確保する試験運行に取り組むこととしまして、県の補助制度を利用し6月1日から2カ月間実施しました。

具体的には上長田地区につきましては、月曜日と水曜日に赤谷から★牛、入蔵集落を回り、入蔵入り口バス停までを、東長田地区につきましては、火曜日と金曜日に二榎から金ヶ崎、八金集落を回り、今長バス停までを1日3往復運行しました。利用状況につきましては、上長田地区では、大人が85人、子供48人、計133人。東長田地区につきましては、大人59人、子供32人、計91人。両地区合わせますと、大人144人、子供80人、合計224人の方に利用していただきました。2カ月間の運行日数は36日間でありましたので、1日平均では6.2人となります。7月の後半は学校が夏休みに入ったことで、小学生の利用がほとんどありませんでした。全体的には主に高齢者の方の通院、買い物、小学生の通学での利用が多かったようです。ま

た、朝1便を利用してお昼の便で帰る方が約70%ありました。利用された方の声としては、家の近くまで送ってもらい、非常に助かったという意見が多くありましたが、できれば路線バス停までではなくて法勝寺まで乗せて行ってほしいという意見もありました。

今回は試験運行ということで料金は無料でしたが、経費面から申しますと運行経費は52万5,000円で、1日当たり1万4,583円、1便当たり2,430円の経費がかかっております。1便当たりの利用者数は1.03人ですので、1人当たりのコストは2,343円となります。また、実態把握のための試験運行ということで決まった時間に車を走らせたわけですが、利用されない時間帯の便もありまして、予約による運行も考えながら料金設定も含めて検討する必要がありますと考えております。今後、利用された方を中心に関係集落を対象に意見集約をしていく予定にしております。

次に、今後の交通対策についてということですが、このたびの試験運行を含めて、現在鳥取県の中山間地域における共助交通システム構築検討事業で、八金、金ヶ崎集落を対象にアンケート調査や集落内の共助、つまり助け合いにより車を運転できない人を無償で送迎する共助システムの試験運行が予定されており、これらの結果を踏まえて南さいはく地域振興協議会と連携をとりながら、来年春に向けて町として一定の方向性を出していく考えでありますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、災害の未然防止に係る防災コーディネーターの役割についてでございます。防災コーディネーターにつきましては、災害に強い町づくりを進めていく上で、極めて重要な役割を担っています。防災コーディネーターは、ふだんから災害や危機に対する予防・防御策を普及・啓発していくことはもちろん、災害が発生した場合、主体的に活動できる集落づくりを目指し、そのための自主防災組織の育成を図るため、各地域振興協議会に今年度から配置されたものでございます。鳥取西部地震の被災経験から、防災に対する意識は住民の皆さんの中にもあったと思いますが、具体的に何をしたらよいかわからないという方も多くあると思います。人の力で災害の発生を防ぐことはできませんが、災害の発生に際し生命・身体・財産の被害を最小限にとどめる、いわゆる減災が今求められております。現在、防災コーディネーターの皆さんに、地域の防災力向上を目的に、地域や家庭における備えの必要性・重要性やその具体的な方法について研修を重ねていただいております。と同時に、新型インフルエンザの正しい知識と対応策の啓発、住宅用火災報知機の普及活動、集落の自主防災組織結成に向けての説明会などの取り組みを行っていただいております。

また、本町はこのたび、防災コーディネーターの設置が高く評価されまして、日本宝くじ協会

から全国で10台寄贈される消火・通報訓練指導車のうちの1台をいただくことができました。9月11日には防災コーディネーターにより車の使用・練習も実施されております。今後、防災コーディネーターの皆さんには、各集落、地域での地域住民の初期消火訓練や119番通報訓練など、いざというときに適切な行動がとれるように、地域での防災訓練や通信伝達訓練などに活用していただき、自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識の高揚につなげていただけるものと期待しております。

次に、(2) 今後についてということでございますけれども、地域振興協議会に参画していただいている全集落で、集落づくり計画を作成していただきました。また、各地域振興協議会においても地域づくり計画が完成し、また完成を見ようとしております。この地域づくり計画書には、安全で安心の町づくりの実現に向けての取り組みも記載されております。一人一人が自分の身を守るための知識や自主防災組織による訓練、災害時の要介護者の手助けや避難所運営など災害への備えは、個人や家庭、地域や行政までさまざまなものがあります。これらに的確に対応するため、災害に対する正しい知識や技術を身につけた地域の実践的なリーダーが、防災コーディネーターの皆さんであります。防災コーディネーターは、同じ地域の住民として同じ目線で行動してくれる身近なアドバイザーですので、住民や地域の側からも気軽に声をかけて、身につけているさまざまな知識や技術を皆さんが共有できるようになることが大切だと考えております。防災コーディネーターは、皆さんから声をかけていただくと積極的に出かけてまいりますので、身近な防災コーディネーターを活用していただくように期待をいたしております。

最後に、地域振興協議会の活動の成果と課題ということでございます。

地域振興協議会の活動の成果と課題については植田議員の質問で回答しておりますが、議員の皆さんにおかれては、議員研修会で各地域振興協議会の会長、副会長と意見交換をされ、今までの協議会の取り組み状況なり今後の課題について会長さん方から生の声を聞かれたと思います。先ほど熱いエールを送っていただきましたけれども、同じお話を聞かれて植田議員とは全く違う御判断で、私は非常に感激しました。ぜひ議会の方でもせっかくできた地域振興協議会でございますから積極的に御支援を賜りたい、また会長さん方の御意見の中でも非常に評価をしておるといってございますから、よろしく願いを申し上げたいと思います。

現在、各地域振興協議会は地域づくり計画を作成され、今年度から具体的な活動に取り組みられようとしておられます。秦議員への回答と内容が重複する部分があると思いますが、協議会が取り込まれる新たな事業につきましては、町も支援していく考えであります。ただし事業によっては、国、県の補助制度を活用して実施可能なものもあるかと思っておりますので、協議会と日ごろから

連携をとりながら、町としても情報提供をしていきたいと考えております。また人的支援につきましても、当面は支援をしていく必要があるのではないかと考えております。いずれにしましても、協議会の皆さんの御意見などを聞きながら現在の活動をより発展させていくために、町としても必要と認められることには支援をしてみたいと思いますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、継続的な活動を進めるために、活動や行事の世話をお願いした方への支援的予算が組めないかという御質問でございます。このことにつきましては、今後新たに町がお願いした活動や行事、振興協議会が新たに国や県の補助事業に取り組み、その際に町として義務的な負担金が発生する場合などは支援すべきと考えております。また、自分たちの活動においては自分たちで賄うということも大原則であると考えます。このための財源確保の方策として、各振興協議会におかれましては、公共施設の指定管理を受けることや収益事業に取り組みられるなども今後の取り組みの一策ではないかと考えております。また、町から振興協議会にお支払いする交付金の使途につきましては、特に指定をしておりません。各振興協議会では、計画された予算に沿って事業に取り組みられております。したがって、例えば各部の部員さんへの手当も協議会によって異なっていると聞いております。それぞれ協議会で決定された役員手当などを町指導で統一していくことに対しては問題があると考えていますが、7つの協議会全体として意見がまとまれば、一定の基準に沿って各種手当などを統一していかれる方法もあるのではないかと考えております。町としましても、振興区関連条例の見直しをする際に検討委員会の中で一つの検討課題として協議をしていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。

そういたしますと、順次質問の関連について質問をさせていただきます。

最初に試験運行されました南さいはく乗り合いバスについてですが、先ほど町長の方からも答弁がありました今後の運行についてですけれど。

済みません、その前に1ついいでしょうか、休憩とってもらって。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前11時10分休憩

---

午前11時11分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 最初に私の質問に対しての訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、乗り合いバスの件ですけれど、東長田と上長田で曜日が違っていたと思いますので訂正をお願いしたいこと。それから、1日6往復ということで私言ったと思いますが、6便の3往復ということで訂正させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

訂正をさせていただきます、質問の方に移らせていただきます。

最初に乗り合いバスについてですけれど、今後早い対応での対策ということでお願ひをしたいとは思っているんですけれど、といいますのは、やはり特にこの地域といいますと過疎化そして少子高齢化の先進地でありまして、私も聞いた限りでは本当に助かったと、これが2カ月間で終わってしまうのが本当につらかったということも言っておられ、これから特に冬に入りますと雪等で買い物にもより一層出にくくなるというようなお話もあったところです。先ほど町長の方から来年の春に向けてということも話をいただきましたので、それはことしの冬は一冬我慢をしていただいとということにもなろうかと思ひますけれど。

これから、この乗り合いバスの方式が先ほどデマンドバス的な方式もあるんじゃないかというふうにも話しておられましたけれど、現在この地域振興協議会とも話し合いというものはその後進んでいるのでしょうか。まず、その点についてお伺ひをいたします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。振興協議会、南さいはくの協議会とは逐次話を、御相談をしながら進めております。

○議長（石上 良夫君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） その相談の中で、先ほど私も町民の方、利用された方の声も聞いたわけなんですけれど、振興協議会から何か今後の対策についての話とかあったのでしょうか。その点、お伺ひいたします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。協議会の方からは、やはり議員が先ほどお述べになったような継続を求めるというお声が強かったです。以上です。

○議長（石上 良夫君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 先ほど町長さんの方から今度八子金ヶ崎線ですか、共助の交通システムということで話がありましたけれど、これは具体的にもう少し町民の方にわかりやすく説明をしていただけませんか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。共助交通システムと申しますのは、例えば集落の運転できる方が運転できない方を乗せて目的地、お買い物ですとか病院ですとかというところまで乗せて行ってさしあげるといいうやり方でありまして。助け合いということでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 例えば、そういった共助交通システムですか、ということになって集落の中で運転できる方とそれを利用される方の助け合いということなんですけれど、そうすると、それは本当に集落をまとめていくにはいいことなんですけれど、人と人との触れ合いとかつながりができるから本当にいいことだとは思いますが、例えばもし事故があった、送迎とかしてるときに、そういったときの責任といいますか補償というんですか、そういったものはこの共助交通システムの中ではどのような考え方を持っておられるのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 不慮の事故の発生を想定いたしまして、やはり御利用になる車というのを登録して、かつ保険の制度をきちんと備えるということが条件になると思います。

○議長（石上 良夫君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） この共助システムに対して反対するわけではないんですけど、前からそういったような話も聞いておまして、上長田の方とか東長田の方とお話しながら、やはりそういったところがどうなるんだろうと、自分はいいつもりやだったのに結局そういったことがあると大きな溝もできてしまうんじゃないかというようなことが言われて、ああ、そういえばそうですねということで話もしたことがあったんですけど、試験的にやってもらう中でそういったような住民の方の心配とか、そういったこともあるんだということもひとつ念頭に置いていただきまして、そういった試験的なことをどんどん進めていただければと思います。

それから、あとやはり連携という中でどうしても振興協議会にすべての出方を任せるとというのが、やはりやる時期を、やらなくちゃいけない時期を逃してしまったりとか、そういったこともあると思います。それ一本にかかっておるわけではありませぬので、特にもちろん執行部の方もそういったわけではないのはわかっておるんですが、やはりそういったところ、できるだけこちらの方から振興協議会にも声もかけていただきながら、しりをたたくというわけではないんですけど、催促をしてでも早くに体制が整えるような話し合いの場をどんどん持っていただくような形で進めていただき、最終的には先ほども言いましたけれど、こういった過疎化とか少子高齢

化が進んでおります両長田の不便地域ですね、できるだけ早く皆さんが安心して過ごせるような場所にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、防災コーディネーターのことについて移らせていただきたいと思っておりますけれど、先ほどアドバイザーの知識とかそういったものを十分に住民の方々に活用していただいているということも町長の話の中でありましたけれど、今現在このアドバイザーの方々というのは全くそういった防災知識的なことに関しては素人の方がそれぞれ採用になられたのか、それともある程度知識を持った方が採用になっておられるのか、まずその点からお聞きさせていただければと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。今年度採用時には7名の方、防災に関して専門家ではございませんでした。

○議長（石上 良夫君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうですね。そういうことになると、やはりその防災コーディネーターの方に、まずそういった知識、知恵といったものを早くに植えつけていかなきゃいけないということになってくると思います。特に3年間の期限つきということでもありますので、時間も限られている中で町民の方全体にそういった意識を持っていただくためには、そういった早い対応をと思っておりますが、今現在行政としてこのコーディネーターの方々の教育計画とか、そういったものはどのような形で進んでいるのでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。防災コーディネーター着任後、まず町の方では防災の担当者が町の防災計画、それからインフルエンザの新型インフルエンザに対する取り組みなどさまざまな防災にかかわること、あわせて地域福祉なども研修をいたしております。これは着任時には集中的に行っておりますけれども、その後も継続的に続けております。あわせて県の主催する研修会に年間を通じて派遣いたしております。さらには消防学校主催の教育活動にも参加して知識を身につけていただくように、現在も継続してやっております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。順調にそういったことで知識と教育がされていっているということになるとと思いますし、また実際採用された方の、自分は何をしていいんだろうとかですね、非常に不安も持っておられる方もおられるんじゃないかなと思いますので、やはりそういったサポートもぜひ行っていただきながら、この教育をできるだけ早く遂行してい

ただ、住民の方にその教育されたことがどんどんおりていくということで続けていただきますように、よろしく願いをいたします。

また、最終的に防災マップというようなものを計画もなされると思うんですけど、地域によって、やはり住み方によっても違ってくると思うんですけど、最終的にはこの防災マップ的なものをいつごろまでに完成させたいというような予定があるのでしょうか。先ほど私も最初の質問で言いましたように、災害というようなものは、いつ、どこでやってくるかわからないという状況ですので、やはり少しでも早く町民の方々に周知をしていただく体制を整えるということが大切なことだと思っておるんですけど、そのような一つの期限的な目標といたしますか、そういったものは掲げておられるのかどうか、御質問いたします。

○議長（石上 良夫君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 統括地域振興専門員でございます。防災マップをいつまでという御質問でございますけれども、具体的にそれぞれの振興協議会で、やっぱり歩みの歩というのは違うと思います。板井議員が御質問の中でありましたように、富有の里地域振興協議会ではもう区長さんに、防災自主組織の立ち上げの説明会をされていらっしゃる。といいますのが、16年に自主防災組織の立ち上げというものを町の方から各集落にお願いをしております。実際その立ち上がっているところの方が多くは思いますが、3年間、5年ですか、5年たっておりますので、既に当時の計画とは様相が変わっているというところもあると思います。それと同時にその防災マップの見直しということもあると思います。そういった意味で既に立ち上がっている集落が多い地域、あるいはそうでない地域というところがやっぱりその辺の時間帯の違いというのは当然出てくると思いますが、ただ防災コーディネーターの皆さん非常に高い志を持ってことに当たっていらっしゃいます。既に天津地区では10月に集落説明会を開いて自主防災組織の立ち上げ、防災マップの作成、こういったことを計画をされていらっしゃる場所もございます。そういった意味で、若干いつまでというようなことは明言は今できませんけれども、それぞれの集落で早急に防災マップの作成、自主防災組織の立ち上げ、こういったことに向けて全力を傾注をされていらっしゃるというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうですね、やはり早急的な対応をしていただいて、少しでも住民の皆さんが安心して暮らせる体制を整えていただけるように御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

それでそのマップなんですけど、きのう町長さんが細田議員の質問の中で、岡田善治さんです

か、ふれあいマップソフトを作成しておられたということをも話がありましたけれど、やはり防災マップについては、同じところに落とせるのかもしれませんが、各振興区が別々のマップづくりではなくてやはり同じものに落としていって、目標を一つにして南部町として全体ででき上がるというのが一番の理想ではないかと思えますし、場所場所によって危険な度合い、危険な状況というものが違うのはあるとは思いますが、そういった形でのマップづくり、最終的に南部町全体のものが一堂で見えるような形というのが理想ではないかなと思うんですけど、きのうも言われておられましたふれあいマップのソフトは、逆に言うと、こういった防災の方にも活用ができるものなのか、町長さん、見られてどういうふうに思っておられますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 昨日、御紹介をいたしました賀野振興区の岡田善治さんが作成されました防災のソフトでございますけれども、もう少し詳しく内容を申し上げますと、昨日は見守りのことについてお話ししましたが、基本的にゼンリンの地図がベースになっておりまして、地図上でその家がどこにあるかということが示されるようになっております。それから当然消火栓の位置、防火用水の位置、あるいは水利の位置などですね、これはもう当然示されるようになっております。全部私がやったわけではないので完全に頭の中で理解はできておりませんが、非常にこれはすぐれものだという印象でございます。きのうも言いましたように、県の町村会に紹介しまして県下で広げていきたいと思っておりますし、もし皆さん方から評価をいただきますならば、これはもう全国の町村会につなげて全国的に御紹介しようというように実は考えているわけです。そういうことをもって賀野の振興区の資金源にでもしていただいたらなというように思っておりますが、いずれにしても町内同じようなマップの基準というものがあつた方がいいということですから、私はできたら振興協議会の皆さん方一堂に会されるときに、そのデモでもしていただいて、いいものならそれをそれぞれの振興協議会に採用していただいて、同じ基本のベースでマップをつくるというようなことができたらなというように思っております。これも例えば救急隊が来たときに地図に落として、すっと渡すことができるというようなすぐれものですから、本当に現実的に住民の皆さんに直接役に立つ、そういうシステムですから、私はきっと御賛同いただけるのではないかと思います。今はもうちょっと前の段階、そこに行く前の段階を皆さん方でやっただけという状況ですので、そういう進行の程度に合わせて、そういうものも御紹介していきたいというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。何にしてもやはり南部町民が一目でわ

かる、例えば私たち上長田でも東西町のことがわかる、会見手間山のことがわかるというような、やっぱりわかりやすい地図がやっぱり最終的にはいいんではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

防災コーディネーターの設置によって、先ほど町長も言っておられました、私は9月3日発行の法勝寺地区の振興協議会だよりにさっき、けすゾウくんですか、というのが配置されてどんどん利用してくださいというようなことが書いてあって、町長さんから話も聞いていたんですけど、そういったことでこのせっかく来たものを本当に有効的に使って、町民の皆さん方に防災意識を少しでも早く植えつけていただくような形での施策をどうぞよろしく願いいたします。

最後に、地域振興協議会のことについての御質問なんですけれども、この地域振興協議会については、昨日秦議員、それから細田議員の中で、1回目の質問の中でほとんど同じような形、そしてまた先ほど町長の回答の中に、新たな活動とかそういったものがあればできる限り応援をしたいということで話もしていただき、ただ、一つだけお聞きしたいのは、いろんな補助制度があるんだと、きのうも竹やぶに石を投げれば当たるほどの事業があるということをお話しておられましたけれども、やはり地域振興協議会の中にありますスタッフというものは支援職員の方をはねれば素人の者ばかりです。こうしたくても本当にそれが補助につながるものなのか、どうなのか……（サイレン吹鳴）

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。

休憩します。

午前11時30分休憩

---

午前11時31分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議員（1番 板井 隆君） 先ほどの続きですけれども、竹やぶに石を投げれば当たるほどそういった補助制度というのはあるということですが、やはり一つの連携ということからいけば、そういった素人また支援職員の方がおられますけれども、素人の集まりの集団であります。町にこういった補助事業があって、それはこういったことで使えるんだよというような一覧表でもいいんですけど、あって、それを見ながら、これはこれに当てはまるようだから、じゃあこの補助金をお願いしてでもやってみようかというような、やはり事前的な資料といえますか、そういったものも必要ではないかなと思うんですが、その辺は支援職員の方とかにでも渡してあって、それを持っていろんな協議会の中での検討がなされているものなんではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。一覧表までは作成してお渡ししていないんですけども、振興協議会の方には。こういう事業がありますよという案内が町の方に来ます。都度都度、私どもの課の方から振興協議会の方に御案内をさせていただいて、それを実際に活用していただいている協議会もございます。今後は議員がおっしゃるように、一つまとめてみることも必要と思いますので、ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。議員の御指摘のこともよくわかりますし、そういう必要性もあるというふうに思うわけです。情報については毎月振興協議会の連絡会もやっております、そういう場や、あるいは支援職員の連絡会もやっておりますから、そういう場ですね、7振興区、過不足ないように、同じように流しております。

それから、今はきのうも言いましたように、国のいろんな省庁で、それこそ竹やぶに石投げれば当たるぐらいですね、いろんな制度があるわけです。それは従来は町を通して、あるいは県を通して交付されるというような仕組みだったわけですが、今は随分変わっております、その活動団体に直接、町を通さずに、あるいは県を通さずに直接交付されると。ですから、しかもその交付の申請の仕方などもインターネットで申請をすると、そしてインターネットでその結果が明らかになるというようなところまで行っております、町を通して一切やるというようなシステムはもう崩れております。そういうさまざまな地域活動団体、それからNPOだとかさまざまなものがもう直接インターネットを使って国の省庁などに申請をし、交付決定を受けてやるというようなスタイルに変わっております、そういうなれない部分については指導もしっかりしていかなければいけませんけれども、徐々にそういうことに世の中も変わってきておりますから、いつまでも町が、町がということではなくて、みずからもやっぱり研さんしてそういう能力を高めていただきたいということで、そういう方面で支援をしていきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） いろいろとありがとうございました。私も最初に言いましたように地域振興協議会という役割は、これから道州制度とかいろんなことでどんどん大きくなっていく中で一番の基礎となる部分だというふうに思っております。こんなことを言っただけですけど、町がどういった姿になろうと、この振興協議会というものがしっかりしてあれば、盤石な体制があれば、この南部町というものはいつまでもこの姿を残していつまでも、本当に基礎となるべきものだというふうに思っておりますので、ぜひ今後ともこの振興協議会に対して絶大なる

御協力をいただきますようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で1番、板井隆君の質問を終わります。

---

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして、午前中の一般質問を終わります。午後は1時から一般質問を再開しますので、よろしくお願いいたします。

なお、議員の皆さんにお知らせします。防災コーディネーター事業に関しまして、全国で10例補助されました消火・通報訓練指導車、通称けすゾウくんという名前がついております。これのデモンストレーション、機能等、また一度見てみる必要があると思いますので、9月の17日1時から全協を予定しておりますので、予定が執行部とかみ合えばまた一度見てみたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩します。

午前11時35分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

続いて、13番、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議長から質問の許可を得ましたので、この場から2点について質問いたします。

まず1つ目に、国保税の減免制度活用と引き下げを求めてお聞きします。

自治体に課せられた大きな役割は、住民の暮らしを支援することにあります。今、町内住民の多くは日々の生活に大きな、大変な思いで暮らしておられます。ごく一部では景気が底を打ち、上向いたようなことを伝えるものがありますが、現実は一部の限られた大企業のみで大半は最悪の状態のままではないでしょうか。ここの地方でも依然として展望が持てず出口の見えない不況が続く今日、町内の世帯の中で働き場所の事情でリストラにあう、あるいは収入の低下や無収入に近い状況の家庭も見られます。このような家庭に対し、公的な負担の軽減を求めて聞きます。

1つ目に、世帯主が生活困窮と認められると、国保税の減税を活用する制度の利用状況をお聞きします。

2つ目に、同じく世帯主が生活困窮と認められると、一部負担金減免制度の取り組みと活用に

ついてお聞きします。

3つ目に、国保税の1人1万円の引き下げを求めるものですが、どうでしょうか。

2つ目は、行政職員の非正規雇用の解消を求める立場からお聞きします。

過日の総選挙で起こった政権交代の要求は今の生活、これから抜け出したい気持ちから、政権が変われば生活も変わるとの思いの結果からではなかったでしょうか。住民は行政から良質なサービスを望んでいます。また、行政の職員の皆さんも良質なサービスを提供する、この姿勢がうかがえるものであります。しかし、行政職員の中で非正規雇用による低い待遇のもとで働く、いわゆる官製ワーキングプアが南部町の自治体にも見られるのではないのでしょうか。同じ職場内で公務労働の行政職員の待遇改善を図るのは当然であり、正規職員に転換することを求めているものであります。

まず1つ、それぞれの庁舎、出先の職場ごとの正規、非正規雇用の職員の数の実態はどうでしょうか、お聞きするものであります。

2つ目、正規、非正規職員の仕事の内容と責任の重さはどうでしょうか、異なるでしょうか、お聞きするものであります。

3つ目に、正規職員にしない理由、これは何でしょうか。このこともあわせてお聞きしますので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾共三議員の御質問にお答えをしまいたいと思います。

最初に、国保税の減免制度活用と引き下げを求めるというようなことでございます。安全・安心の町づくりを町長のマニフェストで掲げておりまして、現下の経済情勢のもとで町民の暮らしを支えるさまざまな施策を講じております。その一環として国保税の減免についても制度の周知を図るために、町報や3チャンネルでお知らせをしてきたところでございます。これにつきましては9月4日現在、減免申請書の提出が2件ございました。そのうち減免を可としたものが1件、否としたものが1件でございます。なお、これ以外には減免に関する問い合わせが5件ございまして、そのうち減免申請諸用紙をお渡ししているものが2件でございます。

次に、一部負担金の関係でございます。医療機関における窓口一部負担金の減免制度の活用と取り組みについてでございますけれども、この一部負担金の減免制度は国民健康保険法第44条第1項でうたわれておりまして、保険者は特別の理由がある被保険者で、保険医療機関などに一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免または徴収猶予の措置をとることができることとされております。そして、その減免分は保険者である国民健康

保険全体で負担し減免するというものでございます。

御承知のように国民健康保険制度は相互扶助の精神のもとに保険給付を行うものでございますが、現在、低所得世帯に対しましては高額療養費の算定の際に、一般の方よりもさらに自己負担限度額を引き下げるといった特別の配慮が行われているところであります。御指摘の一部負担金の減免につきましては、この特別な措置に加え、さらに特例的な場合の措置として認めることができるというものでございます。

現在、特別な理由として、災害、失業に加え低所得世帯も対象とした減免措置を行っている自治体は全体の15%程度となっております。国としてもこの制度の拡充、支援をするということで、減免分の半分を国が見る形で検討が進められているところでございます。本年度は都道府県が選定した市町村がモデル事業を実施し、このモデル事業の結果が検証されれば平成22年度中には全市町村において適切な運用が行われるような一定の基準が示されると聞いておりますので、被保険者間の公平性の観点からも国の動向を待ちたいと考えております。

1万円の引き下げでございます。まず、医療費の動向について申し上げますと、国保税の算定基準となります療養給付費についてでございますけれども、一般被保険者の1人当たりの療養給付費は19年度に対して20年度では114.34%、高額療養費につきましては111.08%とそれぞれ大幅な増加傾向にあるところでございます。これは、それ以前の18年度と19年度の比較でも同じような傾向にありまして、1人当たりの額が10%以上増加していたところであります。ちなみに、平成20年度の一般の1人当たり1年間の医療費は、鳥取県内19市町村の平均24万9,730円ですが、南部町は27万7,608円で県下で6番目に高い状況となっております。

国保税を算定するためには、当然のことながら保険給付の状況が重要となってまいります。さきに述べましたように毎年保険給付費が増加している中で、21年度は基金の取り崩しを行うことで国保税の税率を変えずに据え置きとしたところでございます。また、議員も御承知のことですが、基金につきましては国保税の著しい変動を避け、予測外の支出に対応するために積み立てているわけですが、基金残高としまして平成20年度末で1億8,263万円となっているところでございます。

本年の国保税率の決定に際し、現在の経済状況を考えた上で基金3,000万円を取り崩して国保会計へ投入し国保税率を昨年と同じとすることとしたわけですが、議員のおっしゃる1万円の引き下げを行いますと、8月末現在被保険者数が2,994人ですので単純に言えば2,994万円となりまして、基金から取り崩すこととなる合計は5,994万円になるわけでございます。

す。こうした引き下げが、将来を見据えて安定した国保運営を行っていく上で必ずしも懸命な選択ではないのではないかと思うわけであります。小規模の保険者ゆえの不測の支出や保険給付が増加傾向にある状況の中で、急激な国保税の負担増を避けるためにもある程度の基金を保有しておくことが必要と考えております。

医療の高度化が進む中、だれもが安心して治療を受けられる国民皆保険の制度を維持するために、今後とも住民負担の軽減を図りつつ、単年度だけを考えるのではなくて長期的な視野に立った安定した国保運営をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、行政職員の非正規雇用の解消を求めるということについてでございます。

まず、1つ目の御質問の事務系、非事務系の部署ごとの正規、非正規雇用数の実態ということでございます。まず、全体数で役場正職員は145名でございます。その他嘱託職員4名、臨時的任用職員25名、非常勤職員81名、計110名でございます。部署ごとの職員数については、事務部署は非常勤職員などを含めた総数は144名で、うち正職員111名でございます。給食センターは職員総数8名で、うち正職員4名でございます。学校は職員総数14名で、うち正職員1名でございます。図書館は職員総数5名で、うち正職員2名でございます。公民館は職員総数1名で、正職員1名でございます。保育園は職員総数67名で、うち正職員26名でございます。学童保育は職員総数16名で、うち正職員ゼロとなっております。

2つ目の御質問の、正規と非正規職員の仕事の内容と責任の重さは異なるのかということでございます。たくさんの方に役場行政の仕事に携わっていただいております。どこの職場でも働いていただく以上、責任のない職場はございません。保育園ではクラス担任をしていただく非常勤職員の方もおられます。能力に応じて適材適所に配置しているのが現状でございます。

正規職員にしない理由は何か聞くということですが、これは植田議員の質問にもお答えしたとおりでございます。繰り返しになりますが、平成21年度の保育所の運営費、町負担額は1億3,361万円となる見込みでございます。今後ふえていく社会保障制度に伴う財政負担のことを考えれば、職員をどんどんふやしていくことはできない状況にあるということを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁いただきましたので、再質問をいたしますので、どうぞよろしくお願い致します。

まず、国保のことに関連してお聞きするんですけども、全国的な動向としてニュースに載った情報で見たんですけども、実は厚労省が統計というんですか、それで出すと8年度、昨年度の調

査では滞納世帯の割合でいきますと、全国ですよ、これは、20.9%が滞納に該当する世帯だと、つまり4分の1がなっているところがあるんですよ。南部町もここまでいくかどうかわかりませんが、多分リーマンショックから世界同時不況、その中で見ますと、やっぱりきょうの新聞にも出てましたけども、一番経済の落ち込みがひどいのは日本だということだったんです。その中の、日本の中の南部町ですから、恐らくこの全国平均の比率にいくかどうかわかりませんが、今の滞納の世帯の状況は幾らでしょうか。そしてまた動向ですね、ふえる傾向にあるのか、あるいはそうではなくて解消の方向にあるのかということをお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。南部町の国民健康保険税の滞納者率でございますが、平成20年度は、これはいわゆる過年度分の滞納者、それから現年度分の滞納者、それから現年度と過年度の滞納者、3種類ありますけれども、これを合わせた率でございますが、平成20年度は16.2%でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） あわせてお聞きしますが、この中で短期保険証の発行と、それから以前にもお聞きしたんですけども、資格証明書の発行は今までしておられなかったんですけども、今も資格証明書の発行はゼロでしょうか。これをお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。今、短期保険証の発行の総数、ちょっと今ここに数を持っておりませんが、資格証明書は発行しておりません。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） また後で数を教えてください。

先ほどの答弁でなかったんですけども、滞納の流れというか動向ですね、これはふえる傾向でしょうか、それとも解消の方向でしょうかということもお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 今、持っておりますのが平成19年度と20年度の資料でございますが、平成19年度が13.2%でございますので、ふえる傾向にあると存じます。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） わかりました。

それと実はもう1点なんですけども、いわゆる減免ですね、国保保険税の。健康保険税の減免

のことで先ほど町長答弁であって、申請者が2名あって可としたのが1つ、不可としたのが1つということで、あと問い合わせが5件あってその中で2件は用紙を渡したということなんですけども、お聞きするんですけども不可の1件と、それから申し込みの5件あったんだけど2件渡した、あと3件は、つまり渡しておられないということだと思っんですけども、理由はどのようにでしょうかということと、それからあわせて、実は私、この質問通告の中にも書いておりましたけれども、南部広報で、広報「なんぶ」で載ってましたが、これも広報の影響がやっぱりあったんでしょうかということをお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。まず、広報の効果があったのかどうかということでございますが、私、この広報を7月にいたしました段階で、ある程度の減免申請が出るんじゃないかというふうに予想しておりましたが、予想に反して実際の申請件数は2件でございました。その2件のうち否ですね、減免をしなかった理由ということでございますが、この否とした方の減免をしなかった理由は、この方はいわゆる自営業者の方でございますが、税務署の方に廃業届を出されておりました資格は十分にありましたけれども、実はすぐ就職先が決まっていたということでございましたので、減免をするのではなくて、すぐ就職が決まりますのでこれから分納誓約に基づいて保険税を払ってもらうという形で話し合いを行いまして、それで否としております。それから可といたしましたのは、これは離職証明書にはっきり会社の都合による退職ということでございまして、リストラでございました。その方はしばらくしますと雇用保険の関係で失業手当が出ますけれども、家族の状況、収入の状況、それから住宅ローン等の支出の状況、それからいわゆる預金の状況、すべてを見させていただきまして総合的に判断した結果、これは減免が必要であるということで、これは可にしたわけでございます。それからその他の5件でございますが、電話の方が、電話で問い合わせをされる方がございます。それから窓口に来られる方もございます。そこでいわゆる減免の説明をいたしまして、申請書が欲しいと言われる方が2人いらっしゃいましたのでお渡ししております。まだその方からは申請書は出てまいっておりません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長、お聞きするんですけども、つまり不可とした方は自営業で、それで今度は職場の方へ、いわゆる月給っていうんですか、賃金をもらうための仕事にかえられたということなんですけども、私は一つは廃業されたということは、多分商売というか事業が思わしくなくて廃業されたということだと思っんです。私が思うのは、減免制度というのは申請さ

れて、許可というか認められ認可されて、その時点からの減免が始まるということなら仕方がないんですけども、実はそういう状況が生まれた、いわゆる国保税というのは前年所得に対する税が賦課されるわけですから、ですから去年の12月までと。しかし、ことしの1月からは困窮状態になったという場合、たまたま申請するのがおくれてしまったという場合に、例えば1月時点から本当に大変な状況なんだけれども、ああ、そうだ、減免申請すれば通るかもしれないということで、あるいは4月とか5月に申請された。そしたら、いや、あなたはそういう状況なら認可しましょうということになったとすると、その時点からなるということになれば、本来は困窮が発生したときから出るべきなものだと思うんですけど、そこら辺は法的にはどういうものでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） この減免につきましては、いわゆる申請をされまして、それが通ったと、可となったということになりますと、その可となった次の納期からが減免の対象となります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） それは法的にちゃんと決まっておるとということと、確認なんですけども、あるいはそれは保険者の裁量でできるものなのかどうなのかということ、改めてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） ちょっと今、条例で場所をよう出しませんけど、条例で決まっているはずでございます。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） わかりました。

次に、いわゆる一部負担の軽減なんですけども、負担金の軽減なんですけども、先ほど町長の答弁の中で15%、これは実施の保険者のとこだと思うんですけども、私は調べてみましたところ、全国に今1,818の自治体、そこで国民健康保険のそういう保険者になっているんですけど、そのうち1,003自治体がこの窓口の一部負担を軽減していると、減免をやっているということなんですけども、これらの数字が果たしてどうなのかということが定かではないんです。私はこの1,003ということになりますと、半数以上超えているという状況だと思うんです。先ほど言いましたように困窮がそういう今の世相の中で続く中、これは本則が国にありますので、いわゆる基準というものがあればもっともなんですけども、法的にいえば基準がなくてもやれると

思うんですけども、その点について確認ですけどどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。議員のおっしゃるとおりでございます。まして、全国1,800余りあります自治体の中で、こういう減免、あるいは猶予制度ですね、それを定めておりますのは1,003の自治体といいますか保険者でございます。これは答弁書の中でも申し上げましたけれども、特別な理由としてここに災害と失業だけという自治体がほとんどでございます。生活困窮者、低所得者ですね、そういうものを定めているのは155自治体ということで15%に当たるというものでございます。

もう一つ何か……（「本則」と呼ぶ者あり）そうですね、失礼いたしました。これは法律、国保税に定めてありますけれども、町村の条例で定めなくても要項の方でそういうことが実施できるといふことでもありますね。もとの法律にありますので、町の条例でなくても要項で可能だといふものでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長、今担当課の方から答弁があったんですけども、これ要項というんですか、そういうのをつくれれば、やればできるということなんですよ。町長の考えとしては、これは要項やって該当者があれば対処したいという考えがぜひ持っていただきたいんですが、どうでしょうかということと、もう1点は災害とかそういうのではなくて、いわゆる一般の国保の税の軽減がありますね。これについての範囲内で、そういう該当の範囲でやるべきだといふぐあいに私は要求するんですが、町長、この2点について今の考えをぜひお聞きしたいと思います。よろしく。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど答弁の中でお話をいたしましたように、都道府県が選定した市町村モデル事業を実施して、このモデル事業の結果が検証されれば、平成22年度中には全部の市町村において適切な運用が行われるような一定の基準が示されるということでもありますから、そういうものを待ちたいというように考えております。いずれにしましても、安いにこしたことはないわけでありまして。そういうことをどんどんやればやるほど一般の被保険者の方の負担の部分がふえてくるという仕組みになっているわけですから、そこを議論せずにこの安い方にばかりの議論では、これは保険やっているものとしては成り立たないということでございます。

それから、非常にきめの細かい仕組みで運営しております。また本当に困ったときには、民生委員さんだとか、もちろん議員さんもあるでしょうけれども、いろいろ御相談なさる、そういう

きめの細かい町政の中で暮らしを支えるというようなシステムがもうできておるわけですから、そういう場合に本当に困られたときには、ぜひ民生委員さんなり、あるいは役場の担当課なり、そういうところに御相談をいただきたいというように思います。できないものはできないわけですが、できるだけその運用で、そういう困った方の支えを果たしていきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長が言われるように、安い方がみんないいんだけど、そうかといって財源のことを考えると一概にそうとも言えないという、その気持ちはわかります。ただ、私は思うのは、この健康保険に関しては命にかかわることですので、問題は、お金がなかったら我慢をしなければいけないというような状況が生まれてはならないと思うのですよ。そういうことからいえば、これをつくったからといって、片っ端からそれが適用されるというものでもないと思うんですね。そういうことであれば、本当に体の調子が悪い中、例えて言うと保険税は払っているんだけど、ちょっとあれだけでも、ちょっと様子見るかということ、一部負担のことに限ってですよ、いけば、ほかの事情があつて診察受けられないこともあるかもしれませんが、それに限っていえば、そういうことが起こつては非常になかなか健康を維持してということ、自治体の役目としては一番の柱ですから、そういうことでいえばやはり早目にぜひそういうことで行くということを、その姿勢が欲しいというぐあいだったですけども、22年度にこれについては動向見ながら考えたいというそういう姿勢を言われましたので、ぜひこの姿勢で行つてほしいと思うのです。

そこで私は1万円の引き下げのことに入る前なんですけども、実はちょっと税務課長、これ計算していただきたいんですけども、税額の計算なんですけども、例に取り上げますのは4人家族で夫が40代でありまして、所得が年額200万円のみ、しかも妻は仕事をしておりませんという状況。そして子供は2人あつて、それで未成年の子供ということで、それで固定資産税が5万円の賦課を受けているという家庭の場合に、年間の国保税額は幾らになるでしょうかということなんですけども、あらかじめ大筋でお知らせしておりますので回答はこの場でお願いしたいと言つてはいるんですが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 御質問の、年齢が40歳以上の夫婦で夫の所得が200万、それから奥さんの方はなしと、未成年の子供が2人いると、固定資産税が5万ということでございますが、これは免税額が30万3,500円となります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） わかりました。関連してこれについて、この家庭の支出の面からちょっと想定して聞くんですが、国民年金の掛金というのは年額幾らでしょうか。これは御夫婦おられますから2人分になりますけども。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後1時35分休憩

---

午後1時40分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。国民年金の保険料は1月1万4,660円で、年額17万5,220円でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この17万というもの、17万何がしというのは1人ですね。

（発言する者あり）いや年額……（「7万5,000円」と呼ぶ者あり）ああ、ごめん、7万5,000円、ごめんなさい、違った。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 学校給食費ね、小・中学校ですけども、もし違っちゃったらいいですけども、中学校で幾らでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後1時40分休憩

---

午後1時41分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。給食費ということでございますけども、1食当たりの単価でいきますと、中学生で保護者負担が302円になります、1食が。それで中学校の場合は大体170から180食、年間ですので、それを掛けていただきますと180とした場合が1人で5万4,360円となります。

○議長（石上 良夫君） 亀尾議員、再質問してください。

亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、それぞれ費用を聞きました。その中で200万円の御主人の所得だけでこれ引きますと手元に残る金が、ちょっと待ってくださいよ、今計算しかけたところ。これで1年間を、ほかの生活費もありますね、電気料だとかガス代だとか、あるいは水道代だとか、そういうもん入ると本当に大変なこれは負担ではないでしょうか、国保税だけで30万3,000円。これね、私はこういう状況の中なら、やはり1万円の引き下げというのをぜひやるべきだと思うんですよ。そこで町長の答弁の中で出るんですけども、基金を繰り入れて対応して、税率を抑えて、税率をそのまま上がった分の中で、基金でそれを入れてやってということなんですね。私は去年の決算を見るんですけども、去年の決算の結果、941万何がしの黒字なんです。そういう中でいって、また基金が逆にふえているわけなんですね、1億8,263万5,000何がしというぐあいになっているわけなんですよ。私はこのこういう状況の中は、やはり医療の面ということについては、国保税は滞納すると短期保険証が出ます。資格証明書はないんですけど、短期保険証の発行を受けなければならないということ、そういう中で先ほども言ったんですけども、また3割の窓口負担がかかる状況の中、そういう中で本当に大変な状況だと思うんですよ。私はこの国保会計の中の財源を見ますと、国と県の出資金、それから共同事業交付金、それと国保税の中で運営なされておるわけなんですね。そういう中であれば、私はこういう状況の中、町の一般財源も幾ら入れてでもこれを賄うことは必要だというぐあいに思うんですよ。で、今回もわずかですけども、941万円の黒字の中から基金の方へ80万4,000円を繰り込まれているわけなんです。80万、これを全部ことしの国保税会計の中に入れて置いたら大きな部分が占めるというもんでもないんですけども、しかし、その考え方として、やはり国保税の加入者の被保険者の負担を減らしていくということをぜひやるべきだというぐあいに思うんです。そういう中で一般財源の繰り入れということも、基金を取り崩す中で一般財源の一定の金額の繰り入れというものをやるべきだと思うんです。どうなんでしょうか、そこの辺の決断については。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。今、亀尾議員さんの方から、単年度で900万の黒字ではないかというふうな御指摘がございましたが、前年度の繰り越しが5,000万ございます。単年度の実質収支といいますのは、4,150万ばかりの赤字となっております。これからの医療制度の動向を見ないとわからないわけではございますけれども、後期高齢者医療の状況等を判断をいたしますときに、今回単年度で結局4,000万の赤字、それから、

当初の予算を編成いたしますときに基金を取り崩して現在の税金を、国保税を定めたわけですが、言いますと、4,000万と3,000万、7,000万をどこから持ってきたというわけですね。そういたしますと、これが何年続くのか。これから状況がだんだん悪くなっていくであろうというふうに考えたときに、この基金をすべて食いつぶしてしまって単純にいいのかなという、そういう気がしているところです。実際はどういうふうな決算状況になるかはわかりませんが、保険者の責任といたしまして、やはり基金を全部取り崩したからいいわ、あとは何とかしてよというわけにはならないのではないかと。これは緩やかに基金を取り崩して、緩やかな税制改正を行ってきて対応すべきではないかなというふうに思っております。それで経営努力をした末に足りなくなった場合は、やはり一般会計からの繰り入れというものも検討すべきではないかなというふうに考えているところです。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 基金を繰り入れて、厳密に言ったら前年度の基金の中を繰り入れた中で決算やってこれだけ余ったけども、しかし前につき込んだお金から見ると、実際赤字だということ、それはわかります。しかしですね、私が言いたいのはですよ、命を守るというその精神というものはどうなんだということなんです。国の方では盛んに言うんですね。政府かわったんですけど、あすからかわるんですけど、現在の政府が言ったのは、首相が言いよったんですよ、100年に一度の大不況だ。こういう中で経済を立て直さにかいと、だから経済効果のために補正予算を組むんだということでやってきたんですよ。そういう中で100年に一度のこういう未曾有の状況の中で所得は減る、そういう状況の中なんでね、やはりそれなりの、大ピンチのときはそれなりの手を打つのが当たり前じゃないでしょうか。それは何年先どうなるかということは予測が付きませんよ。しかし現時点にどう対処していくかというのが、これが行政の一番考えることではないでしょうか。

国会でも我が党の議員が言ったんですけども、財源が大切なことはよくわかるけども、その前に命の方が大切だということを行ったんですよ。そういう、私は本当に住民の生活、健康を守る立場に立つならば、言え悪いかもしれん、言え語弊を、思われるかもしれませんが、地域振興協議会の質問がありました。ちょっと初めから論旨が違うんじゃないかということかもしれませんが、私も地域振興区が果たして以前の地域の活性化と比べて、それについて大きな流れが起きてるとはちっとも思いません。私はここで拾い出したのが、地域振興区に関係するもので3,900万、約4,000万近く入れてるんですよ。このようなことに、ゼロにせいとは言わないが、ここにつき込む、例えばですよ、交付金が払った分は返さんでもいいから、まあそのぐらい

持っとけ。こんなことをやるんならきちんと精算をして、そしてこういう住民が喜ぶ方に回す、これが妥当ではありませんか。そういうぐあいに思うんですが、その点に、私の今の意見についてどうなんでしょうか。答弁お願いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。振興区のことを申しなさいましたけれども、これは全くそういうわけにはいきません。めちゃくちゃな議論だというように思っております。

私はさっきから言っておりますように、安いにこしたことはないでしょうけれども、亀尾議員の毎回の質問に医療費の動向をお尋ねになりませんね。医療費がどれだけかかっているかということをもうちょっと考えていただきたいと思いますね。20年度に1人当たり、これは入院外、歯科合わせまして1人当たり診療費が26万円ほどかかっております。それで、それがずっと年々ふえてきているわけです。ふえてきている。国保が抱える構造的な問題もあります。これは低所得者とか、失業なされた方が入る、高齢者の方がお入りになるというような構造的な問題もありますけれども、それだけの医療費を払わなければいけないわけです。払わんといけん、保険者として。そうしますと、国や県やいろいろな支援をいただき、保険税もできるだけ安くですけどもいただいて、その中でお支払いをしていかにいけんという、そういう運営をしているわけです。ですから、亀尾議員が町長になられても一緒のことですよ、これは。払わんわけにはいかないわけです。それで、それだけの医療費を払っておりますけれども、保険税はどうかといいたときに、20年度は県下で7番目でありまして、7番目。それから西部の町村では2番目に安いということでありまして。よその町村と比べて安く保険税を設定しておるといふ実態になっております。

それから、さまざまな減免制度などもいろいろ提案もいただいたりして設けて、万一のときには支えができるような仕組みをつくっているわけです。ですから、そういうほかの施策もここへ持ってきてやれというような話には、もうこれは全く、長い間議員さんもおられますから、そういう発言は私は慎んでほしいというように思います。

それから、子供が病気になってもお医者さんにかかれんということがあって、それでこれは毎日新聞がそのことをたしか報じて、ことしの新聞の大賞か何かもらったと思うわけです。ですから、国民皆保険と言いながら子供が病気になっても医療にかかれんと、医療にアクセスできないというようなことを新聞社が報じて、それが大きく世間の共感を生んで、制度的に子供には保険証出して診てもらおうようにしようというようなことは決まりました。私は非常にいいことだったなと思います。子供にまでそういう惨めな思いをさせてはならんわけでありまして。命はもちろん

大事です。先ほどから言うように、南部町では非常にきめの細かいことをやっておりますから、この保険税で何にも一切合財解決せんでも、いろいろな仕組みややり方があるわけですから、ですから、私は県下で1番とは言えませんが、中には県下で14万ぐらいしとる、平均保険税払っているのが一番高いわけです。それが半分以下になっております、南部町は。言えませんが、相当程度南部町の国民健康保険は被保険者のことも考え、そしてまた財政バランスも考え、まずまずの運営をしておるといのように自負をいたしておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。先ほど亀尾議員の方から質問がございました。短期保険証の数でございます。これは134名でございます。

それから減免のときに、いつから減免が始まるのかという御質問のときに、決定した後の納期からという言い方をしたと思いますが、ちょっと間違いでございまして、正確には納期限前7日前までに申請書を提出するようになっておりますので、7日前までに提出があった場合にはその次の納期限の保険税から免除になるというものでございます。

それからもう1点、先ほど亀尾議員の質問の中で所得200万ということで、200万からいろんな社会保険料とかを引いておられましたけれども、所得200万というのはあくまでも所得でございます、収入とは違いますので。例えば給与所得で200万といたしますと、これは給与収入が大体311万6,000円から312万の範囲の方が給与所得200万になりますし、それから事業所得の方々は、例えば1,000万の収入があっても必要経費でぐんと落とされますので、事業所得については収入がどれくらいあるかというのは所得からははかり知れません。ということを申し添えておきます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁をいろいろいただきまして、町長の答弁では医療費のことがね、全然亀尾議員は言われませんかということなんですけど、私は医療費が上昇にあるということは十分理解しております。ただ、医療費が上昇するんだけど、それに見合う、確かに財源が要るということは十分わかるんですよ。その財源をどう賄うかということを私は論じているのであってですよ、決して医療費なんかはそんなの関係ないと、無視してやれっていうようなことは私は当然、もともと持っておりませんのでね、その点はよく理解しといてください。

それで、先ほど県下では7番、西部では2番に安いということだったんですけども、確かに数字ではそうだというぐあいに思うんです。ただ、この保険税というのはもちろん税率が、決め手

が大きな決め手になると思うんですけども、それよりも、それもあわせて、その地域に平均の所得というものもやはり勘案しなければならないと思うんです。ですから、税率が同じ5%であったとしますか、仮に。そうすると、やっぱり所得の多いですね、申告所得の多い地域はおのずと金額が高くなるし、低いところは安くなるということだと思うんですよ。

特に、私が最後にもう1点国保のことで言いたいのは、被保険者が2,900、約3,000いるということなんですね。これを仮に1万円ずつ下げたとすると、実質3,000万の原資が要るということなんですよ。先ほども健康福祉課長から答弁があったんですけども、これを基金の中で賄っていくと、いずれは底をつくということ。これはもしこういう結果で、収支がこういう結果になればそれは当然底をつくということを私も理解します。しかし、町長はこれは論旨が違うと言われたんですけども、そういう中でも一般財源の中から繰り入れて保険税を安くしていくと、引き下げていくということを再度私は主張として言っておきます。

次に、職員の待遇のことに移るんですけども、私は職員の比率ということ、正と非正規の比率のことを言ったんですけども、その中でいろいろ庁舎の職員のこと、それから保育園、あるいは学校だとか、給食、図書館、公民館、いろいろ答弁いただきましたけど、一つ保育園のことでお聞きするんですけども、正職が26人だったですかね。それで非正規が41人でしたかね、あるんですけども、この中ですみれとつくしの方が正職員と、それから、この2園に限ってちょっと聞きますが、正職と、それと臨時ですけども、非正規の中でも臨時だとか、嘱託とか、パートとか、いろいろあると思うんですけども、それについて人数をもう一度お聞きしますが、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） すみれとつくしの正職員さんと、それから非正職という形でよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後2時00分休憩

---

午後2時02分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。すみれ保育園が総数が18、正職員数が6、非常勤が9と、ごめんなさい。18、6名、それから12名ということになります。18のうち

6が正職員で、残りが12名ということでございます。つくしが21名のうち9名が正職員ということで、残りが12という内容でございます。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この中でちょっとお聞きしますけども、すみれが正が6、臨時が12、つくしが正が9、臨時が12ということなんですけども、この中で保育の部分と、それから給食の部分がありますね。これで給食はどうも聞きますと、献立というんですか、それは全部統一されてるんで栄養士さんがそれぞれ要するというものでもないみたいですけども、調理の方で何人を当たっていて、その中で正、あるいは臨時が含まれている分、どれでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後2時05分休憩

---

午後2時06分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。給食の職員数でございますが、すみれは非常勤職員が3名でございます。つくしは正職員が1名と、非正規職員が2名でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この調理の部分、いわゆる給食の担当の部署の調理の部分なんですけども、これは体の中に入るものなんですね。そこで、正職だからいいとか、腕が確かだとか、非正規だから腕があやふやというものではないんですけども、しかし、非常に重要な部分の中で、少なくとも正規職員を1人は入れるということは、これが必要ではないでしょうか。すみれの場合は、今臨時が3人で当たっているということなんですけど、これは異常な状態だと思いませんか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、異常な状態とは思わんかということですけども、そもそもこの保育園の正職は職員総数67名、正職員が26名ということをお答弁したと思いますけれども、そういう状況でございまして、このこと自体があんまり褒められたことではないというように思っておりますから、この給食だけ取り上げて言われるまでもございませぬ。保育園の運営そのものが正職26人という、職員総数は67名ということですから、これは余り立派な話ではな

いなというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、町長から総数の中での正職の占める割合が低いということは、余り立派とか褒められた状況ではないという答弁があったんですよ。私はここでもまた財源でいつも町長とぶつかるんですけども、お金の問題で。総じていえば保育の関係でいうと、1億3,361万ですか、財源をつぎ込んでやってるということなんですね。この金額がいいか悪いかということは別としてですよ。私はですよ、やはりこれからの、高齢者だからいいと、これからの子供だから大切にということは、そういう気持ちは毛頭ないんですけども、しかし、将来を託す子供たちが集まるそういう場所で、これでは余りにも正職の比率が低いじゃないかというぐあいに思うんですよ。私はここにも上げてるんですけども、正職にしない理由は何かということは、それはお金の問題だということはよくわかります、答弁の中で。そこでもう一度聞くんですが、じゃあ今の比率を、これを50対50にすれば、一体幾らの財源が必要かということを知りませんか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 50対50での計算はしておりません。

○議長（石上 良夫君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は答弁が返ってこないということは非常におかしいと思うんです。なぜかといいますと、正職員にしない理由は何かということを知りたいから、当然いろんなことを想定されて、聞かれるんじゃないかということを知りたいから、当然いと思うんですよ。私が言うのはですよ、もう一つ先ほどに返すんですけども、調理の場合で非正規の方が3人で当たってるということは、すみね。これが正職だから、非正規だから仕事があやふやと、しっかりしてるということは、先ほども言いましたがそういうことはないんですけども、少なくとも非正規の人は、はいじゃあ責任はいいかげんだとは言わないが、しかし、もし何かあった場合には、やはりきちんと正職に対する責任の重さというもんを感じてもらいたいということから言えば、当然これはやるべきことだと思います。改めてこのことを主張して、私の質問は終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で13番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分とします。

午後2時12分休憩

---

午後 2 時 3 0 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

引き続き、7 番、赤井廣昇君の質問を許します。

7 番、赤井廣昇君。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） 7 番、赤井でございます。この議会の最終質問者になりました。

しばらくの間、また御清聴いただきますようお願いいたします。トリでございますので、よろしくようお願いいたします。早速に、通告書に従いまして 3 点の質問をさせていただきます。

まず 1 番目といたしまして、地域振興区について質問しております。

平成 19 年 3 月議会において、南部町に暮らす住民みずから暮らす地域のあり方を考え、多様な地域活動を推進するということで住民組織を設立し、魅力ある地域づくり及びまちづくりに寄与することを目的とする南部町地域振興区の設置等に関する条例を議決し、町は条例制定、公布されたところでございます。平成 19 年 7 月までに加入を見送った集落もありますが、7 つすべての地域振興区が、振興協議会が発足し、2 年を経過いたしました。この地域振興協議会は来年 6 月末、満 3 年となる時限立法で、その後の事業について継続か否か慎重な審査と判断が待たれます。この振興区の 19 年度約 3,300 万、20 年度、昨年度は会長等報酬も含めたものでございますが、事業費約 3,700 万円強を支出するもので、支援職員等人件費とも見れば約 1 円にも上る大事業でございます。（「ちょっと今わからなかったで」と呼ぶ者あり）支援職員等を含めれば 1 億円になりますよ。（「1 円って言ったがん」と呼ぶ者あり）1 円じゃない、1 億円ですよ。いや、申しわけございません。1 億円ですよ。この事業の意義と費用対効果について、客観的な精査と検証が不可避でございます。そこで、町長に総括とお考えについてお尋ねいたします。

また、振興協議会に未加入集落の交付金、ごみ減量化推進のインセンティブ助成のあり方等々、何かと問題があるように思います。憲法第 14 条に、すべての国民は法のもとに平等であり、政治的、経済的、また社会的関係において差別されないとうたわれ、また地方自治法第 10 条 2 項で、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の一部の提供をひとしく受ける権利を有するとあります。すなわち差別されないことを担保されているわけでございます。それにもかかわらず地方自治において交付金、あるいは助成金問題等で差別実態が浮き彫りになっております。町長が自來説明してこられた地域振興区等のあり方と実態が大きく隔たりがあるように思います。こうした基本的問題の解決なくして存続の議論ができないと考えます。もとも

と走りながら整備すればよいという考えで、住民のコンセンサスも不十分なままで見切り発車したもので、トラブルも想定される中での船出であったと思います。これが問題解決なくして地域振興区の、来年7月以降の継続はあり得ないと考えます。そのため検討委員会が設置されたものと判断しております。町長の御所見をお尋ねしたいと思います。

続きまして、2つ目のがん治療について。

広報「なんぶ」8月号で西伯病院からの日曜日健康診断のお知らせのコーナーで、生活習慣病には自覚症状がほとんどないため、定期的な健診による健康管理が大切です。また、がんは予防や治療ができる病気ですと、そして、がん検診で早期に発見して適切に治療することによって、治る可能性が高くなると検診を勧める広報がされております。特にがんは難病で、町民、国民の多くの命が失われている実態、日本人の年間死亡者は約100万あるそうでございます。そのうち30%強は、32万人ががんで死亡していると言われております。ちなみに9月はがん征圧月間となっております。国レベルでのがん治療は約15兆円と、国防予算5兆円の約3倍もの多額の医療費用等がかかっているとと言われております。当町の医療費等は国保、老人保健費等、合計約14億円弱の予算が含まれておるところでございます。また、がん関係医療費の概算数は幾らかかっておりますでしょうか。実態をお尋ねいたします。そして、今日西伯病院にがん疾患で入院または通院治療の実態数等については、わかればぜひともお知らせいただきたいと思っております。また、過去3年間に何人の方ががん治療をされたのか、治癒率はどの程度あったのかもお尋ねしてみたいと思っております。また、治療の段階の抗がん剤、放射線治療等で著しい免疫力の低下に起因する肺炎や感染症等で死亡される方は非常に多くあると仄聞しております。一般的に現段階でのがん治療の対症療法等に限界があると聞きます。先駆的医療の統合医療等でたくさんの実績を上げてる病院もでございます。西伯病院も患者の生命を救うことが何にも増して大事であるわけでございますので、患者の立場で見て、統合医療の先駆的前向きな取り組みが経営的にもぜひ求められると思っておりますが、御所見をお尋ねいたします。

最後の3番目の質問でございますが、均衡ある町の発展についてお尋ねいたします。

会見地区と西伯地区は置かれる環境やシチュエーションの違いがあり、全く両地域を同レベルの均衡ある発展を考えることは非常に困難であることは承知しております。御存じのように会見地区には軽食喫茶店の1つもなく、町民が会見地区での食事はもとよりお茶を飲むことさえ許されません。町民がコーヒーを飲み、話、コミュニケーションをする喫茶店もない。天萬庁舎の文化的ホールへの改修事業は示されておりますが、庁舎の有効活用の観点から小さくブース化の改善も考える必要があろうかと思っております。そして、町民が喜び、利用できる、集えるサロンの改造

がよりベターと考えます。また、テナントを入れ町財政に資するとなれば一石二鳥になり、町財政的に大きなメリットがあると考えます。このように発想の転換と弾力的柔軟に対処することで、住民福祉の増進と財源確保につながると考えます。御所見をお尋ねいたします。

以上、壇上の質問終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井廣昇議員の御質問にお答えをしてまいります。

最初に、地域振興区についてでございます。

地域振興協議会の効果と意義についてであります。本議会でも植田議員の質問を初めとしてお答えしておりますので、重複は避けたいと思っておりますが、各地域振興協議会では地域づくり計画に基づき、今年度から具体的にいろいろな活動に取り組んでおられます。協議会設立後2年余りが経過して、少しずつではありますが活動の成果が出てきたのではないかと思います。具体的な活動内容につきましては、協議会だよりなどで住民の皆さんにその都度情報提供をなされており、当然議員も十分御承知ではないかと思います。

次に、未加入集落の問題や交付金、ごみ減量化のインセンティブ助成のあり方についてありますが、現在地域振興協議会に未加入の集落につきましては、協議会に不参加であっても、集落としての自治活動や町とのかかわりには差別や区別をするものではありません。集落自治による活発な活動などは地域の活力でもあり、存分に進めていただきたいと考えております。

昨年の9月の議会でも申しましたように、集落独自の事業で町の支援を希望される場合には、参加不参加にかかわらずまちづくり推進助成事業など、町の支援事業がありますので、所定の手続で制度を活用していただきたいと考えております。現に昨年度は下阿賀集落公民館の改修においてまちづくり推進助成事業を利用されており、町から補助金を支出しております。また、敬老会などにつきましても集落全体で取り組まれておまして、町として支援をしているところであります。運動会などで地域振興協議会の事業に参加される意向であれば、直接振興協議会に連絡され、協議されるのがよいのではないかと考えております。事業に参加されなければ、当然その事業の成果を受けることができません。町としましては、引き続き町民の皆さんとの協働によるまちづくりに向けての努力をしてまいりたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

また、20年度から地域振興協議会では、ごみの減量化に本格的に取り組んでいただいております。この取り組みは循環型社会の構築や環境保全対策の推進、クリーンセンターの負担を軽減し、焼却炉の延命を図ることなどを目的としたごみ減量化補助金制度を利用しております。この制度は地域振興区ごとに目標値を決め、地域振興協議会がその取り組むごみ減量化の活動とその

実績に対して補助金を交付する制度であります。各振興協議会では3チャンネルでも放映されており、ごみ減量化にそれぞれに工夫を凝らした取り組みを行っていただいております。目的に沿った成果を上げていただいております。具体的には、平成19年度の排出量1,801トンに対し、平成20年度は34.9トンの減量を達成できたところであります。

次に、憲法第14条の解釈についてでございますが、議員御指摘のとおり日本国憲法第14条第1項には、すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されないとあります。この施策を提案いたしました執行部は、社会的、経済的な大きな変化の中で、合併を機に新たな仕組みで南部町のさらなる発展を期していかなければならないと、長い検討、準備期間を得て、かくあれかしとの願いを込めて条例として提案いたしております。すなわち町がさらに明るく住みよい町になるように願って議会にお諮りしたものでございます。議会でも賛成、反対の立場から長きにわたって御議論をいただいておりますが、最終的に執行部の施策に賛同をいただき、条例の可決をいただいたのであります。賢明で良識の府である議会において、憲法に抵触するような条例が成立するはずがないではありませんか。条例では町民を政治的、経済的、社会的環境において差別するような文言は全くありません。また、運用においてもそのようなことがないように気をつけております。したがって、憲法に抵触するなどということは全く考えていないものでございます。

未加入については、組織加入を強制していませんので、みずからの意思で加入されない自由の行使をされておまして、それはそれで尊重されるべきことであろうと思いますが、議会の議決で成立した条例でありますから、その目的とするところを御理解いただきまして、ぜひとも加入の上、足並みをそろえて、明るい地域づくりに主体的な役割を果たしていただければと願っているところであります。

次に、がん治療についてでございますが、これは病院事業管理者の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

最後に、均衡ある町の発展についてであります。

町長といたしましては、平成16年に合併して以来、両地域の地域性、環境、施設や事業の整備の違いなどを勘案して事業展開をしてきたところであります。確かに行政レベルでは均衡した発展の理念を基軸に掲げていますが、民間及び企業レベルでの地域環境の差は感じているところでもあります。例えば飲食業においては西伯地域に集まっておりますし、商店の戸数にも差が見られるのも事実です。こういった現状認識の上で議員の、会見地域での町民がコミュニケーションを持てる場を天萬庁舎改修の折に計画に組み込めないかとの御提案ですが、天萬庁舎改修検討委

員会では、あいみ手間山地域振興協議会及びあいみ富有の里地域振興協議会の御協力で、改修についての御意見の取りまとめをいただきました。数多くの貴重な御意見の中には、確かに休憩スペースやサロンの話は少数ですが出ているのも事実です。反面、あいみ手間山振興協議会からいただいた天萬庁舎改修に当たっての要望書の中の特記事項では、喫茶的なコーナーは大方の賛同を得ることができなかったという結論が報告されております。天萬庁舎の改修については、現有スペースを低コストで改修し、生涯学習拠点施設として活用するといった当初の目的を十分に検討委員会の中で議論し、結論を出すことになるでしょうが、その中で議員御提案の庁舎に民間活力を導入し、人が集う場を提供していくという案件も協議がなされ、一定の結論を得ることができると考えております。

また、南部町社会教育委員協議会、公民館運営審議会では、この改修に関しまして生涯学習の観点からも多くの御意見をいただいております。こういった御意見を総合的に判断し、費用対効果を含めた検証を行いながら、実際に利用する方の見地に立った計画を立案してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても学習のための環境を整備され、町民が集いやすい環境の醸成に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 西伯病院の病院事業管理者、田中でございます。赤井議員からがん治療の実態と統合医療についての御質問をいただきました。

議員の御質問にもありますとおり、国民の疾病別死亡者数の第1位は悪性新生物でございます。いわゆるがんが死因の第1位でございます。鳥取県におきましても人口動態調査によりますと、平成20年度の県内の死亡者総数は6,683人で、そのうちがん死亡は1,977名、29.6%、約3割を占めてございます。全国と同様の傾向を示しております。しかし、近年の医療機器、あるいは技術の進歩は目覚ましく、早期発見と早期治療によって、現在ではがんは完治可能な病気となりました。町民の皆様にはぜひ自覚症状がないときこそがん検診を受けていただき、早期発見に努めていただきたいということを願ってございます。

さて、御質問の数値についてでございますが、最初に南部町のがん関係医療費についての御質問でございますが、町で把握できますのは国民健康保険での実数しかございませんので、その費用を申し上げておきますと、平成20年度実績で1億5,528万円でございます。

続きまして、西伯病院におけるがん治療の実態数についてでございますが、昨年より異常に伸びておりまして、具体的な数字で申し上げますと、平成18年度診療報酬請求件数からカウントした数字でございますけれども、87件、平成19年が85件、平成20年度128件で、20年

度は前年に比し51%の増加となっております。これは肺がんと消化器系がんの診断、手術、抗がん剤等による治療がふえたことによるものでございます。

それと、西伯病院におけるがんの治癒率についての質問でございますが、当院では治療率に関する統計数値をとっておりませんので、治癒率はわかりません。ただ、この治癒率と申しますと、非常に定義が難しいということもございまして、大学病院等におきましても治癒率ということではなく、5年生存率と、そういうので診療実数の中には上げてございます。そうしてしかも、やっぱり年数が必要でございまして、5年、10年と、そういう統計になってございます。そういうことを御承知おきいただければというふうに思います。

最後に、統合医療に対する西伯病院の考え方についてお答え申し上げます。

統合医療とは、西洋医学を基礎といたします通常医療と伝統医学などの代替医療と申しますか、統合した医療を統合医療と呼んでございます。代替医療の中でも代表的なものに漢方がありますが、中国、韓国、日本などで研究が進んでおり、医学的に効果が証明されたものにつきましては日本でも保険適用されておまして、西伯病院におきましても漢方薬は治療薬として多数使われております。その他の代替医療といたしましては、健康補助食品やハーブ療法、食事療法、あんま、マッサージ、指圧、鍼灸、柔道整体、音楽療法、非常に多種多様あると言われておりますが、最大の課題は科学的根拠の確立がまだだと聞いてございます。

議員の御指摘の前向きな取り組みが経営に有利ではないかということでございますが、最大の問題は、代替医療の大部分ががん治療として保険適用されない点でございます。統合医療は西洋医学と代替医療を併用するため、保険診療と自由診療を併用する混合診療となります。現時点では混合診療は禁止されております。したがって、自由診療が少しでも含まれる場合には全額が非保険扱いとなるものでございます。以上のことから、現時点で西伯病院ががん治療に統合医療を導入することは非常に困難であると考えますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、病院管理者としての答弁といたします。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町長並びに病院管理者の方からは丁重に御説明、御答弁いただきましてありがとうございました。

まず、1番目の地域振興区の関係についてお尋ねしてみたいと思っております。真摯な御答弁をお願い申し上げます。まず、この地域振興区の問題につきましては、同僚議員が4人も御質問に立ってらっしゃいますので、できるだけ重複する質問をしないようにしたいと思っておりますが、場合によっては若干の重複するものがあるかわかりませんが、了承いただきたいと思っております。

まず、この地域振興区の実態についてお尋ねしてみたいと思います。といいますのが、まず、町長の御答弁にもあって、一応私は確認したつもりでございますが、この地域振興区はあくまで任意団体なんだと、だから加入するもよし、入らないのもいいと。それはそれぞれに任せらんだというように御説明いただいたように思いますが、一応確認したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。地域振興区の設置等に関する条例の中で、振興協議会は規約を定めないものとするというぐあいにはいたしております。この規約の中に協議会の3項ですね、協議会の組織に関する事項、4項で協議会の役員及び構成員に関する事項、5項で協議会の運営に関する事項などを定めていただくようになっておるわけでございます。したがって、この振興協議会は任意なので入るのが勝手だとか、勝手じゃないとかですね、そういうことはこの規約では、条例ではなっておりません。

念のために申し上げておきたいと思いますが、確かにこの振興区構想というのは南部町の新しいまちづくりを進めていくために、私が長い間町長をさせていただいて、やっぱりこういう組織づくりをしなければ南部町の発展というのはなかなかないのではないかとこのように考えまして、提唱をさせていただいたものであります。そして、これは合併協定書そのものにも住民の自治組織というようなことを進めて、自治意識を進めて新しい町をつくっていかなければけんというようなことが合併協定書にも掲げてあります。

合併をしたときの最初の町政の施政方針についても私はこの方針を述べさせていただきました。それから、その後の総合計画をつくったわけでありまして、総合計画の中にもこの地域自治組織という言い方で掲げてその推進を図ってこうと、こういうことが総合計画でも掲げてあります。さらに進んで、準備会をつくっていただいたわけですが、準備会の会長さんの方からこの施策というものは必要であるというような答申もいただきました。そういういろいろな段階を踏んで、いよいよ条例化ということにこぎつけたわけでありまして、条例の中で議会の審議を当然いただいたわけですが、先ほども申し上げましたように賛成、反対、いろいろありましたけれども、最終的には議会の御賛同をいただいて、条例として成立したということでありまして、これは条例上の組織だということに私は理解をいたしております。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。今の中で、あくまで条例上の組織であるから勝手に入る入らんということについてとやかく言うものではないけどということで御説明

いただいたわけでございます。もちろんこの第3条の中にも地域振興区が行う活動に参加するよう努めるものとするという条項がございますから、当然これは義務規定だということはわかるとここでございますが、一応町長のお考えについて、言葉が悪いかもわからんですけど、ある意味での言質をとらせていただくというような形でちょっとお聞きしたようなことでございます。

それで、実態としまして、この2年間経過いたしまして、それでそれなりに各、この間も議会と地域振興区の会長さん方と懇談会を持ちまして、そのときも御説明をいただき、また新聞等にも報道されたのも読み、地域振興区の活動というものが先ほど板井議員さん等の話や細田さん等の話の中でもあの市民権を得る、得たような形になってきたということもお聞きしておりますし、私もそれなりにはそうかなということは思っております。ただ、その中で町長が先ほど決して法律に触れるような事柄は全くやってないとおっしゃいましたんですが、ところが事実上その運営の中で私、やっぱり疑念を持つといいますか、おかしいな、ここについてはしっかりたさきにやいけんというような私、気がしまして、改めてきょう質問したところでございますが、ここに私、下阿賀区さんの区長さんから区員さんにあてた文書を持っております。この文書の中の記入の仕方と掲載の仕方としてですね、文書配布につきましては昨年度の下阿賀区分は天津振興区より南部町に返却されますが、南部町としては下阿賀区に対して支払うべきがない。また条例上できないとのことでしたと、今年度分につきましても区長文書の配布手数料（交付金）は、天津振興区協議会から出すことができないという回答でしたと。

ついででございますから、ちょっと3番も読んでおきますと、3、上記を受け、区長としましては条例上できない交付金の申請はいたしません。また、文書配布は手当が出ないため、郵送での個別配布を南部町に要望いたしますということで出ております。それで、ちょっとお聞きしますが、文書の配布というものは基本的に、先ほどの植田議員さんと町長とのお話を聞いておまして、私もそれなりにはわかったんですけども、まだ一知半解といいますか、十分な理解がないもので、ちょっともう一度お尋ねしてみたいと思いますが、これは文書の配布というのは行政も仕事の一部と私はとらえてるんですけど、どんなものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。文書配布は行政が皆さんに出すものでございますので、配布は行政の役割でございますけども、先ほどの植田議員の御質問の中でもお答えしましたように、地域振興区ができますときにこれを第一の任務としていただくようにいたしまして、委託をしておるということでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） わかりました。それで一応、今課長の御答弁ではそういうことでございましたが、ただ、常識的に考えてみますと、ここの下阿賀区さんが仮に郵送扱い等で、文書を配布されるというような形で要望すると言っちゃいますが、この要望するっていうことなら大変な費用がかかろうかと思えます。そういうことについてはどういような考えでございましょうか。地域振興区に出されておるような区長さん等のもろもろの手当以上のものが経費としてかかるように私は思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） この件につきましてはまだ御相談を受けておりませんので、具体的に今議員さんの方からお話を伺った段階ですので、こうするということを今まだ決めかねるところでございまして。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、課長の方から御答弁をいただいて、まだ申請も来てませんので、これからということでおっしゃったわけでございまして、ここに南部町としては天津振興区より南部町に返却されますがと、昨年度は下阿賀区分が南部町に返却されますがと出てるわけでございまして、この南部町に返却されるお金が天津校区に出ること自身、私は大変不信がします。といいますのは、もともと振興区の申請によってこれが支出されるお金だと私は解釈しておりましたから、何でこういうものが申請がされないと出されないわけですが、実態としては天津振興区の方から先ほどの下阿賀区さん分まで申請書に上がってきてるわけでございまして。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） お答えします。企画政策課長でございます。赤井議員さんの参加されました8月31日の地域振興協議会会長さん、そして議員さんの会でそのことについての質問がありまして、天津振興協議会会長がこのようにお答えになっております、下阿賀区分を外した金額をもらっていますということ。それは未加入だからということで会長からもお答えになっております。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、企画課長から御答弁いただいたわけですが、下阿賀区さんの分を外してるということに言われたんですけど、もし外しておられるんだったら返却するお金なんかないはずですし、この文書はおかしいと思えますけどね。これはもちろん下阿賀区さんの区長から出された文書ですから、行政当局の問題じゃないかもわからんですけど、この辺は下阿賀区さんに対してどういような説明をなさったんですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 説明をいたしましたのは、まず条例の定めがなくてお支払いできないということ、それから、20年度につきましては、一応予算に上げて入っていただけという可能性もあるということで天津地区に一応お出しして、またお返し願ったという経過でございます。今年度は、最初からその部分を外した金額でお出ししております。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） もう今さら過ぎ去ったこと言ってもしょうがないかもわかりませんが、ただし大切な公金の運用のことでございます。支出の関係でございますから、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、といいますのが、もちろん役場の方は専門でございます。町長がいつもおっしゃいますように、大変専門的な知識を持たれた職員さんだということで職員力を大変評価してもらっています。そういう中で財務規則の方を見ますと、いろいろチェックなされて支出されるようになっております。ちなみにこういうものが支出されるときには、支出命令というものが条文の方にうたっておりますが、これについて平成20年度でそういう一たん出されたものが、またそれが返却しなされたというような取り扱いをしたということをおっしゃったわけですが、これは正式な扱いでない、すなわち私から見ると、大変不当な支出じゃないかというように考えるんですけど、こういう条例なんか、条例じゃなくて財務規則なんかの中に書いてある68条の支出命令とか、そういうことから見ると大変にいかがわしいといいますか、変だなと私考えるんですけど、その辺はどうでございますか。一個ずつ見られて該当する事項があるんじゃないかと思いますが、もしあるようだったらちょっと見てやってくださいますか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。まず、違法性はございません。一般的に支出いたしました金額を不用額が生じたと、使わないお金が生じたというときは返納というところを行います。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 使わないものは不用額として返納すればいいというような、どうも見解のようなんですが、そうじゃなくて、こういう公金支出に当たっては財務規則にうたっているような形をチェックして、それで大丈夫だ、オーケーだということで出されるべきものじゃないですか。そうでしたら、今の企画政策課長がおっしゃいましたことは何か合理性がないといいますか、私思うんですけど、どうですか。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。20年度に下阿賀の部分も含めて天津地区振興協議会に交付いたしましたのは、年度内に下阿賀地区も加入していただける可能性があるというふうに見込んで、その部分を天津地区の振興協議会に交付いたしました。結果としてそうはならなかったということでもありますので、以上であります。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今の御答弁では、当然人間的な心情を踏まえた上で取り扱いをされるということは理解できないではないんですが、ただし、やはりはじめというものが大事でございますよね。行政の仕事の中で、ただ温情的に扱えばすべていいというもんじゃないです。やはり規則は規則に従った形で正式に支出をしていかなきゃならないと思います。これは過年度の問題ですから私はもうこれ以上言いませんが、十分注意をいただきたいことだと思います。

それから、これは副町長さんだろうと思うんですが、下阿賀区さんの方の方からちょっとお聞きしたところによりますと、昨年7月31日に下阿賀区さんの方の区員さんが4名ほど上がられて、自分らも入るからって説明を求められたのか、その辺は私も定かではないんですが、とにかく4人の町民さん、住民さんが上がられて、下阿賀の方に説明に出向いてほしいという要望を4人でされたというように私伺いましたんですが、ところが、もう今既に9月ですから2カ月も経過して、7月末ですから1カ月正味過ぎたわけですが、それでなおかつそういう説明もなされずに、ただ、こういう振興区は門戸を開いて、いつでも入っていただきます、体制を整えておりますよということがありますように、それは建前だけで本音としては入っていただくようにお考えになってらっしゃるのかどうかと、私、大変不思議に思うんですが、どうですか。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。昨年7月だったかどうかその辺は、期日は定かではございませんが、以前にそういう話があったような記憶は今しております。ただ、そのときも申し上げて、そのときばかりじゃなくて申し上げておりますように、そういう話し合いの場があればそれは当然出ると、そういう話は以前から申し上げておるわけでありまして、実際にそういう調整をしますと、なかなか地元からの正式な要請というのはいない。そっとしておいてほしいというようなことからずっと端を発してきておるわけでありまして、きょうの町長の答弁にもありましたように、このままの状態が正常な状態だというふうな判断はいたしておりませんから、町としては、そういうことの話し合いの機会があれば幾らでも出かけますよという話はしたという記憶がございます。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私ちょっと漏らしましたんですけど、要請に上がられたときですね、下阿賀区さんの住民さんの方は、これは文書で要請した方がいいじゃないかということまで言われたそうなんですけど、いや、そんな文書までしてもらわなくてもいいよという御答弁をいただいたから、自分らはそれにそういう要請の文書までは出さなかったと言っておられたわけなんですけど、今の副町長さんの答弁では、やはり本当に前向きな形で地域振興区に全区を加入していただくような、取り組みをしていらっしゃるような前向きな姿勢ちょっとうかがえないんですけどね。それはどうでございますか。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 行政、町ばかりじゃなくて、天津の振興協議会の方もそういったような話し合いの場を持ちたい。そういうようなことをいろいろ協議をされたという経過もあるようでございますけれども、そういったときにはとにかく今そっとしておいてほしいと、入れ入れだとか、話し合いするんだとか、そういったようなことばかり今の時期には余りよろしくない、そっとしてほしいというような話も聞いております。そのとき、来られたときもそういう説明会といえますか、懇談会、そういったようなことの要請があればいつでも町は出かけますと、町長以下幾らでも出ますということは言っておるわけでありましてけれども、その後、具体的に集落の方でいつこういう会議を開くと、出かけて懇談会したいというようなことの段取りがなかなか聞いてみませんので、今日に至っておるわけでありましてけれども、先ほど申し上げますように町としては一日でも早くこういった問題を解消して、地域と一体となって下阿賀が活躍していただく、そういったことはいつもいつも思っておることでございますから、改めて今また区長さんもかわられました。3年もたちました。改めてそういったようなことの投げかけも、今後町の方からしていくというような段取りで今区長さんとも話をしつつあるというような状況でございます。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） それから、これは門戸を開くということでは恐らく町長方は天津校区さん、天津協議会さんの方にもそういうことのお話はなさってらっしゃると思うんですけど、この加入を促進するために各振興区の会長さん、これは限定されてきますから全部の振興区じゃないわけですけど、たまたま天津校区につきましては、該当振興区だということで振興区の会長さん方の方にもお話はなさってると思うんですけど、全く天津校区の会長さんの方からもそういう説明にも来ようかということもなかったというような話で、正直なところ住民さんの方からそういう不満の声といえますか、そういうものも出ております。それから、極端な言い方すると、

住民さんの中にはこれは町側の説明責任が不足をするということで、職務怠慢にも該当すりゃへんかということも嘆いておられました、これは参考まででございますけどね。

それから次行きますが、先ほど町長の説明の中に、差別は決してしていないということの説明の一環で下阿賀区さんの事業について、特に敬老会等の費用についても支出してるんだということをおっしゃったわけですが、敬老会の費用は支出できて、下阿賀区さんの区長さん等の文書を今まで配布なされた、そういう配布の手数料というものは何で、どういう形でそちらは払われなくてこの敬老会だけが払えるか、その理由と根拠をお尋ねしてみたいと思いますが。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後 3 時 2 1 分休憩

---

午後 3 時 2 2 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。文書配布につきましては、昨年度の区長さん、それから今年度の区長さんとも条例にその定めがないということでお話ししまして、自分たちで配るからと、昨年度は。今年度については、お話をしてわかったということで了解はしていただきましたんですけども、そういう経過がございます。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） 正直言いまして支払われない根拠、支払う根拠というのはよくわからなかったわけですが、ただ、そういう極論的に言うと、ある意味ではこれは完全な町長の言われた説明と違った形の実態があるということを私はとらえるんですよ。ちなみに条例がないから支払いできない、条例の中のそういうものがないから支払いできないという言い方をされたんですけど、この支払いをするためには条例は議会の承認をっていうか、議決がなければできないもんなんですけど、この中に地域振興区の運営するために、南部町地域振興協議会支援交付金規則というものがございますよね。この中にももちろん交付の対象にならないという意味だろうということはあるんですけど、ですけど、こういう形でこの地域振興区に対する交付金が出されるわけですから、これはこういう形で極論的に言いますと、言葉が適切でないかもわかんないですけど、地域振興区に未加入の自治会さんに対して交付するような、何かのこういう事業をするものに対して交付する交付金規則というようなものは、これは町長の専権事項できるということを聞きましたので、当然町長でそういうものをつくられたらいいじゃないかと私単純に思うんですけど、

どうぞでございますか。これは差別しないための施策ですが。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 地域振興協議会、地域振興区についてはすべての集落に門戸を開いておるものでございまして、この点差別はございませんで、そこに入って、入られる入られないは先ほど町長が答弁で申しましたように、これは尊重せにゃいけんことかと思えますけども、入られますと地域振興区の交付金規則というものの、振興区が該当になるわけですけども、今お尋ねの件ですけども、基本的に規則というのをおっしゃるような変更をするということは、担当課長として考えておらんところでございます。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町民に対するサービスが、基本的にはひとしくサービスを提供せにゃいけんというのは、これは原則でございますよね。そういう中で、地域振興区は任意の団体なわけですから入られん地域も当然出てくるでしょう。そういうことが発生する今の実態の中で、それが受給できるところとできないところがあるというような実態なわけですから、だからそういう差別的なことをないようにするためには、加入してない地域に対してもそういう事業をなさることに対しての交付金を支払いするような規則を定められたらどうでしょうかと私は言ってるんですよ。可能なもんなら前向きな形で検討してほしいと思いますが、どうですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。いろいろな御意見もいただいておりますけれども、この振興区が行います文書配布ということについて、私ども当初から随分頭を悩ませております。すなわち加入をなさっておられないところでもきちんと行政文書は届けなければいけないと、また、気に入る文書であろうが、気に入らない文書であろうがきちんと届く必要があるというように思っております。そこでいろいろ苦労があるわけでありまして。私が直接聞いたわけではございませんけれども、担当課の方から聞いておりますことは、文書をお配りをする中でシルバー人材センターを依頼して配ったこともあるようでございます。また、そういう中でそんなことしてもらっちゃ困るということで、自分たちで配るということで配っていただいたら振興協議会関係の文書が配られてなかったという事実がありまして、そういうことをしてもらっちゃ困るということで、それでは町の方で直接郵送して配りますということをやったようですけども、区長さんの方で、いや、これからは振興協議会の関係の文書も、役場から来たものは全部配るので自分たちに配らせてほしいということをおっしゃったということで、それではということで下阿賀の方にお世話になって今、文書配布ができておるといふ現在の状況なんです。

そこで、町の方としては役務の提供をいただいているわけですから、これを下阿賀に相応の文書配布料にふさわしい額をお支払いすればいいわけですが、それは町が直接することではなくて、下阿賀も含めた天津地域に文書配布の、天津地域振興協議会に文書配布のお願いをしているわけです。事業主体は、天津振興協議会で天津地域の文書配布をお願いしているわけです。ですから、天津振興協議会の、言葉はちょっと悪いわけですが、下請的な御相談なさって、そして受けとめられればいいのではないかというように思うわけです。入る入らんは別にして、大人ですからそういう交渉はしてやっていただきたいということなんですよ。事業主体は天津振興協議会に出しているわけです、天津振興協議会に。それでも今また考えが変わってですね、下阿賀の、お金をもらわんと配らんということなら、これはもう町の責任で配布するよりほかに方法がないというように思っているわけです。とにかく天津の振興協議会からのもんは一切受け取らん。天津振興協議会から文書が来るとも拒否すると、こういうかたくなな御姿勢でございますから、町の方も困るわけです。

それから先ほどありましたね。お金の問題を、予算、交付金の問題ですね。それは赤井議員さん、思い出していただきたいと申しますよ。たしかこの議場で赤井議員さんの方からだったと思えますけれども、副町長が福間県議に相談をしたというようなことを追及なさいます、加入を強制するのではないかなというお話もございました。たしか赤井議員さんだったと思う。いや、そういう意味ではないということ副町長も話しましたが、あのときには下阿賀にいろいろなことを言って強制するような、プレッシャーをかけるようなことはやめなさいというのが赤井議員さんのお気持ちだったと思う、ね。それから区長さん自身も今の段階はそっとしておいてほしいということをおっしゃられるように聞いております。したがって、最初からもうどうせ下阿賀は入らんだということで、ぼんと抜いて、一切下阿賀分は抜いて、入らんでもええわというようなやり方はなかなかできにくいわけですし、一応下阿賀分も入れといて、そしてそこはお互いに話し合っただきなどして、下阿賀も配布手数料をいただくというようなことになればなという私らの願いであります。21年度については、もうそのような区長さんとの話し合いで自分たちは配っちゃあけんと言っていたので、これは必要ないのではないかなということで外しているわけです。けど、下阿賀区と振興協議会というお話がまとまっていけば、これは追加交付してでもお支払いするということでもあります。情けをかけずに決まったようにやれという、先ほどお話もありましたけれども、非常に神経を使ってこの問題を対応しようとしておまして、出かけようと思えばそっとしてごせという御意見も区長さんの方からあります。

それから、赤井議員さんがどなたからお話を伺っておられるのかわかりませんが、私も午前中の植田議員さんの質問なども聞いておいて、若干区長さんからお話をいただくこととニュアンスが違うわけですね、ニュアンスが違う。両方の意見聞いておきますと、そういうぐあいに思っております。区長さんの方はあんまり今刺激しないでほしいということを年度当初に言われて、私らも区長さんのお気持ちに沿ってそっとしておこうと。ただ、3年一区切りのこれ条例になっておりますから、植田議員さんの御質問にもお答えしましたけれども、また区長さんと御相談してよい時期に出かけて、どうですかということは話し合いをしてみたいというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。ぜひとも地域の方に出向いていただけるような施策を講じてほしいと思います。

それから、先ほど町長は何といいますか、温情というか、一定の門戸を開くという建前の中、一たんお金は支出してもというような方でちょっと御答弁なさったと思うんですが、返納していただければいいというようなニュアンスにもとれるんですが、実際にこの交付金規則の中にも変更の場合には変更の申請書がついてるんですね。だから当然入ってこられた段階で申請書を変更して上げてこれれば、それでもって正規な処置ができるんですよ。だからあくまでやはり交付金の支出に当たっては厳正に支出していかないといいけないということなんですよ。私は別に町長に対峙して物を言おうとか、どうこうということでは言ってるわけじゃないんです。原則こういうもので整備されてるわけだから、これに従っていただければ何ら問題なく処置ができますよっていうことをいうこと申し上げたんです。

それからついででございますから、この条例の中になるんですが、ちょっと監査さんというのが今の支援交付金規則の中にうたっておるわけでございますが、監査というのは10条でございますが、これは実態としてどういう形になってるんか、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。町長は10条第3号の規定によりとありまして、決算書が提出されたときまたは町長が特に監査の必要があると認めるときは、町長の補助機関である職員のうちから町長が当該資料の監査のために任命した職員に事業の実施会計処理及び交付金の処理について監査させなければならないという、この条項につきまして詳細をお答えいたします。特に必要が生じたときということではありますが、毎年実施させていただいております。振興協議会の方は、協議会の中に監査の方がおられて会計監査をなさるわけでござ

ざいますけども、町に決算書をちょうだいした後に、町の方からは現在検査専門員という職に当たる職員と、それから行政改革専門員、この2名が各振興協議会の決算書について、決算について監査をさせていただいております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、検査専門員を置いておられるということで、本来は町長が認めればすることなんだけど、これは毎年こういう形で監査もしてるということを御答弁いただいたんですが、ちょっと大変失礼なことですが、名前がわからなかったもんで、検査専門員さんっていうのはどういう方が担当してらっしゃるのか、お答えいただきたいと思いますが。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 検査専門員は、名前は滝山と申します。滝山検査専門員であります。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 滝山専門員さんの方にちょっとお尋ねしてみたいなとは思ったんですけど、きょうはいらっしゃらないわけですので質問はもうこれでおきますが、やはりとにかく町長も御答弁いただきましたように、本当の町民のための地域振興区にならなきゃならないし、それがまた今後とも継続していける本当の地域振興区だろうと思います。町民、住民主体っていいですか、住民主導のやはり地域振興区にならないと、今後の継続も危ぶまれると思いますので、ぜひともこのことについて前向きな形で本当の町民の目線になって考えていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。とりあえず時間の都合もございまして、地域振興区の問題は大体これでおけるとおもいますが。

申しわけございません。先ほどの地域振興区なんで、もう1点だけちょっと質問させてもらいたいと思いますが、支援職員の件でございまして、昨日、細田議員の方からも質問があったわけですが、櫃田専門員さんの方に対して、保健室長ですか、方に対して質問ございまして、その支援される保健師さんの活動強化を求められてそのように御答弁もなされたわけですが、その頑張る旨の意思表示も聞きました。それについてちょっと専門員さんの方にお尋ねしてみたいと思いますが、実際問題として、それがきのうのなかいでは、ちょっと質問でお聞きしたところでは若干数、何ていいますか、巡回数が足らんというか、御努力が足りないというような私は受けとめ方をしたんですが、決して櫃田専門員さんを私は叱責しようとか、そういうことで聞いているわけじゃあございません。そういう形の中で保健師さんが地域振興区内等を回られて、その成果についても若干お答えいただいたんですが、改めてやはりこれをするに

よって、本当にどれだけの方がおかげをこうむったかというような実態的なものをちょっと聞かせてもらえますか。きのう細田さんに対してもお答えになってるんですけど、改めてちょっとお願いしたいんですが。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後 3 時 4 0 分休憩

---

午後 3 時 4 1 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 保健対策専門員です。昨日、細田議員さんの質問にもお答えしましたが、少し言葉は足りなかったところもあったと思います。1つは、振興区があろうがあるまいが保健師活動として家庭訪問なり、地域の活動はしております。

今、赤井議員さんから御質問を受けたのは、振興区ができたことによってどのようなメリットがあったかっていう御質問として考えてよろしいでしょうか。振興区ができて振興区の担当として保健師が配置されたことで、どのようなメリットがあったかっていうふうなことでよろしいでしょうか。（「はい、それでお答えください」と呼ぶ者あり）それはちょっと重なる面もあるかと思いますが、やはり1人ずつの保健師を配置しておりますので、振興区を担当する保健師っていうものが、あの地域を担当する保健師ってものが明らかになりましたので、何々業務を担当っていうことではなくって、1人の保健師が担当する振興区の方々の健康福祉について全般的にかかわらせていただくっていう面では大きな成果があったと思います。保健福祉活動としましても、何ていいますか、その地域エリアにしてあらゆる問題を地域の中で解決していく基盤っていいですか、いろんな話し合いを、ふれあい部であったりとか、振興区の会長さんであったりだとか、そういうところに協議をしていただく場ができたっていうところが、私たち保健師にとっては大きなメリットだっているように考えております。よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。私も十分認識していなかったためにいろいろ質問がしっちゃかめっちゃかなような質問になったかと思いますが、お許しいただきたいと思います。とりあえず地域振興区の方は時間の関係上おかせていただきますが、最後のちょっと1つ飛ばしまして、最後の、3番目の質問をいたしました天萬庁舎の改修のことについてお尋ねしてみたいと思います。

先ほど町長の御答弁、それから昨日来からの同僚議員さんの質問の中にもありまして、かなり質問をしていただいた中で私も理解ができたんですが、きょうどうしてもお聞きしてみたいのは、町長は先ほど民間活力といいますか、民間の方を入れることによって収入にもなるということについては私の考えを若干お聞き入れいただいたように思ったもので、私は喜ぶところなんですが、ぜひとも旧会見地区につきましては先ほど町長もおっしゃられましたように、本当に恥ずかしい話でございますけど西伯地区と比較しましても、全く飲食店関係にしましても比較にならないというよりも、全くないわけでございますから、町民がそういうお茶を飲みたくても飲めないのが実態なんですよ。ですから、やはり本当にコミュニケーションを図るっていいですか、コミュニティをつくっていくという分でもやはりそういう場はぜひとも必要だと思いますので、この改造計画の中にその辺もしっかりお考えいただきまして、本当に町民のためになる庁舎の改造をお願い申し上げたいと思います。時間が来たようでございますので質問をおかせていただきますが、どうもありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で7番、赤井廣昇君の質問を終わります。答弁ありますか。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。切実なお気持ちは伝わってまいりまして、先ほどの答弁ではいけんかったかなと思っておりますけれども、手間山の振興協議会の会長さんからの文書では喫茶的なコーナーは、これは大方の賛同が得られなかったというのがどうも手間の方の皆さん方の御意見のようでございます。もし1階を図書館とか、そういう機能を持たせるとするならば、例えばそこのしあわせやっておりますね。障がい者の方がちょっとした簡単なものを提供なさるようなコーナーがあるわけですが、本当はその程度はあってもいいのではないかなというのは、私は個人的には思っておるわけでありまして。経営的にはとって計算には合わないように思うわけですが、障がい者の自立の場とか、そういう制度、政策的に社会的な要請があることを同時にそこで解決を図っていくというようなことについては、これは町長としては考えなければいけないわけでありまして。ただ、民間の商業活動でありますから、これを町で何とかせよというものは、これは無理な話でありまして、先ほど申し上げましたような障害とか、何とかの社会的な要請があるようなことについて町が出かけにゃいけんときには出て対応しなければいけないということでございますので、御提言もこの検討委員会の方にもお伝えをしてみたいというように思います。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして、7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問は終結いたします。

ここで休憩をいたします。再開は4時10分とします。

午後3時47分休憩

---

午後4時10分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

---

日程第4 議案に対する質疑

○議長（石上 良夫君） 日程第4、議案に対する質疑を行います。

11日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続き質疑を行います。

議員各位に議長からお願いいたします。質疑は、会議規則第54条にあるとおり疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。あわせて所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りがきますので、所属委員会以外の質疑をお願いいたします。

質疑に当たりましては、ページ、項目等を明示して行われるよう望みます。

前もって雑賀議員の質問で産業課から答弁を再度したいとのことであります。また、続いて総務課より答弁が求められておりますので、説明を先にいたします。

産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長でございます。昨日、雑賀議員さんからの定年帰農セミナーの修了者の延べ人数ということでございました。12年から20年の間、9年間で延べ56名の修了者が出ております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。この決算資料の方ですが、2ページ目から9ページ目にかけての訂正でございます。20年度の決算額A、それから平成19年度の決算額Aとしておりますけども、前年対比ではAからBを引くということにしております。ですので19年度はすべてBに訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。一番上の決算額A、決算額Aとしております。計算式は決算額Aから決算額Bを引くということでございますので、それに関係するのが2ページから9ページ目にかけてありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） それでは質疑を始めます。

議案第61号、平成20年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありません

か。

3番、雑賀敏之君。雑賀議員、ここに立ってください。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 1点お聞きしたいと思います。平成20年度の事業報告書の64ページ、企画政策課、一般会計、企画政策課で20年度不用額33万160円とございます。これは、先ほどの一般質問の中でもありました下阿賀地区の文書配布料の不用額なのか、その確認をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後4時16分休憩

---

午後4時18分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

先ほどの質疑は後ほど答弁させます。

議案第62号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第63号、平成20年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第64号、平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第65号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第66号、平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第67号、平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第68号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第69号、平成20年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第70号、平成20年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第71号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第72号、平成20年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第73号、平成20年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1点だけお願いします。初日の質疑の中で質問したんですけども答弁が返っておりませんで、内部留保資金の残高です。これについてお聞きいたします。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 平成20年度の内部留保資金年度末残高でございますけども、2億5,000万でございます。（「2億500」と呼ぶ者あり）失礼しました。2億505万円。（「6万」と呼ぶ者あり）失礼しました。ちょっと字がこまいんで大変失礼しました。南部町病院事業会計決算資料の1ページ、その一番下の段でございます。（「一番下、ああ、これですか」と呼ぶ者あり）はい。よろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 今のと同じ資料なんですけど、例えば20年度の実績を見ますと、事業収益は約5,800万、事業費用は残念ながら3,700万ほどふえてるわけですが、

これは人件費が5,000万ほどふえてますので、各項目は非常に御努力されておられます。しかしながら私たちが今まで管理者から聞いておりました答弁の中には、資金ベースを伴わない金額があるから病院は単年度は黒字なんだと、そういう答弁をずっとなされてきました。例えば18年度を例にとりますと、当期の純損益が7,300万出てますが、減価償却費が資産減耗費合わせて約1億8,000万ありますので、1億2,000万の黒字だと、それから19年度は同じような考え方で約4,000万の黒字だと、それから20年度もそういう答えができると思いますが、しかしながら、今管理者が説明された内部留保金なんですけど、18年度と20年度を比べてみますと約1億円減ってます。多分21年度はこれが1億5,000万ぐらいになるんじゃないかなと。それで22年度は建物の償還が始まってきますので、多分内部留保金が減価償却と同じにすれば1,000万ぐらい、もし減価償却を2億5,000万ぐらいにすれば約8,000万ぐらいになるというふうに思います。非常に病院の中に資金がなくなってきます。新しい管理者は非常に経営が苦しくなると言っておりますが、実際に病院が赤字が近くなるのは何年後ぐらいになるのか。私の考えでは、多分22年か23年には少し難しくなるのではないかなというように予測をしておりますが、それで間違いありませんか。同時にどのような対策というのを今後立てていくようにされているのか。医師の確保とかというようなことはあると思いますが、それを含めて御答弁お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 今議員御指摘のとおりでございます、23年というような状況ではないというのが私の認識でございます。今年度ですね、20年度もそうでございますけれども、今年度もいわゆる患者様の増を期待した改革プランになってたと思います。それが今年度も年度当初から精神科医の問題で収益、あるいは患者数、入院者数減ってきてるわけでございます。20年度で1億2,200万の赤字でございましたけれども、今年度はもっと出ると、赤字幅が大きくなると思っております。そうして来年度償還が1億ぐらいふえます。そうしますと、ことしか来年だと。ことしも非常に厳しい状況でございます。

それで対策でございますけれども、今、確定がいたしておりませんので正確には申し上げられませんけれども、22年度から、医師の今やりとりをしてございますけれども、特に外科系でございますけれども、そちらを今2人ほどふやす予定にしております。それと、これはまだはっきりはわかりませんが、鳥取大学医学部の医局の方から言われておりまして、小児科医はどうだということも今聞いておりまして、近々病院長と出かけましてそこで話をしてくると。ただ、小児科医は確保してもそんなに利益といいますか、そこはあんまり上がらないというふうには思っており

まして、人気がよければどっと患者様もおいでになるけど、少しかけの部分があるかなということとを心配しているところでございます。ただ、外科の方がふえますと、手術件数等もふえてまいりますし、少し、今うちの医者の方の平均は、1人が1億2,000万から1億5,000万ぐらい、ハードな仕事をさせていただいております。普通1億あればとんとん、1億2,000あればもうけが出ると言われていた業界でございまして、医師を確保してそこまできちっと伸びるかどうかっていうのはわかりませんが、そういう対策を一つ打ってございます。

それと、今年度中に少し収益のいい一般病床をそんなにコストがかからずに移行できますので、7病床ほどふやそうということを予定しております。一度下がったものを上げるというのは非常にエネルギーがかかるわけですが、ことし、来年で手を打つとかなきゃ非常に厳しい環境になると、そういう認識でございまして。

それと、先ほどおっしゃいましたように、黒字だ黒字だと言っても、今の1ページの真ん中あたりにございまして、損益分析のところでは医療収支比率、経常収支比率がございまして、20年度は94.3%になっております。やっぱり補助金等も入れていただいて、赤になってるわけでございます。総務省の病院の改革プランと申しますか、それは100%を目指しなさいということと言われてそういう計画をつくってるわけでございます。それが当初からそのとおりに動いてないということが非常に喫緊の課題でございまして、そこを何とかしなさいかんというふうに思っているところでございまして。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） よろしいですか。

議案第74号、平成20年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第75号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第76号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第77号、南部町営住宅条例の一部改正についてはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第78号、町道路線の認定についてはございませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） この町道の認定ですけれども、いろいろと町道管理については住民の皆さんの協力があったり、いろんな形で町道の管理がされていると思うんですけれども、本来のあり方として今の町が町の責任としてどこ、町道の格付っていう話もちらっと出たような気もしてますけれども、町道の格付と、町の町道管理に町がどこまで責任を持っているのかというところの説明をぜひお願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三鴨義文君。

○建設課長（三鴨 義文君）きのう、初日だったですか、町道の格付の話をしていただきました、1 級町道、2 級町道、その他がありまして。当然町が維持管理をするべきものは 1 級であろうと、その他町道であろうと維持管理はせにゃいけんと思っておりますが、その中で 1 級だから特にどうだということはありませんでして、お世話にならにゃいけん部分も町民の皆さんにお世話になっておりますし、ランクづけでどうこうということではないと思っております。重要度でこれはランクづけをするものでして、町が維持管理することには変わりがないというふうに思っています。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（石上 良夫君） よろしいですか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 住民の皆さんが自主的にいろいろと管理していただく場合もあるかと思いますが、第一義的には町が管理するのが原則だということを確認できたら、その点を確認したいと思います。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三鴨義文君。

○建設課長（三鴨 義文君） おっしゃるとおりで、町が当然責任を持って管理すべきものと思っております。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。建設課長の方から答弁しましたが、1 級、2 級とか、その他ですね、この格付は、これは町が決めるものではないというように理解をいたしております。町道の認定はなるほど町の方でいたしますけれども、この格付については町ではない。私の記憶では県の段階で相談をかけて、優先的に重要路線というようなものについては 1 級というような基準を持って、国庫補助事業などの採択のときに使っておるといようなことだろうと思います。管理については建設課長の言ったとおりであります。

○議長（石上 良夫君） 議案第 79 号、平成 21 年度南部町一般会計補正予算について。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 初日の質疑でもしたところなんですけれども、ちょっと再度お聞きいたします。補正予算書の 20 ページの緑水園のバス購入等、それからカントリーパークの野球場内掻起工事……。

○議長（石上 良夫君） カントリーパークは教育委員会だけん。

○議員（4 番 植田 均君） 違いますよ。どっちがそう、ああそうか。カントリーパーク、そうですね。じゃあ、その点は委員会で聞きます。

緑水園のバス購入ですけれども、初日にもお客さんを運ぶバスですので必要性がどのように検討されたのかということで、1日に最大いっときに重なるお客さんの数っていうのが、3台必要とするような状況っていうのがどの程度の頻度で起きるのかというあたりが検討されているのかということなんです。必ずしもバスを保有して対応するべきなのかというあたりの検討があってもいいのではないかと思うんですね。町内にはバス事業者もおられますし、本当に回数が少なければそういう対応も可能ではないかと思うわけなんですけれども、その点の検討はされておりますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。昨日もお答えしましたけど、とりあえず3台で現在お客様を送迎をしております。どの程度の頻度という検討はしておりません。ただ、3台あってお客様のニーズにこたえるということで、3台という現有の台数を確保したいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） いいですか。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 2点、1点は教育費でございます。歳入で県支出金、10ページで学校教育補助金が199万……。

○議長（石上 良夫君） 細田君、マイク向けてください、マイク。

○議員（9 番 細田 元教君） あっ、そうか、ごめん。一般会計だぜ。199万円、勉強がんばろうキャンペーン推進交付金が入っております、支出で講師謝礼とか、一番大きいものというのは電算ソフト使用料でございますが、この勉強がんばろうキャンペーンというのはどのようなものか聞いたと思いますけど、失念をしておりますのでその説明をひとつお願いしますということと、もう1点は、きのうの新聞だったですかいね、テレビニュースだったか、県会も今回の県議会で今政権がかわった場合の補正予算凍結について協議をしていて、どうも県会の民主党系議

員さんが凍結をするようにというようなことを言っておられたようでございまして、これの県と南部町とのいろんな連携をされてるし、連絡取り合いっこしておられると思いますけど、その辺の連携はきちっとされているかどうか、2点目をお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。このたびの歳入がありました99万、勉強がんばろうキャンペーン、これは県の方が学力向上対策として新たに補正を絡ませて公共事業を起こしたものでございます。当初予算の方でも同額で約200万の学力向上、何て事業名でしたかいな、当初の方でも学力支援事業というのは1事業200万の事業がありましたけども、それに追加する形での事業になります。

それで、支出の方で22ページでございますけども、ここのすべてのものがこの勉強がんばろうキャンペーンの事業になります。ソフトの使用料というのは教科書会社の方からのソフト使用料になっております。予定をしております。小・中学校それぞれ1校ずつのソフトの使用料を予定をしております。

それから、県とのやりとりがどうかということでございますけども、県の方から、県の方が事業を国の臨時交付金などで対応するかどうかっていうのは、私の方では確認はしておりませんが、今のところは事業ストップという連絡はこの分についてはいただいておりません。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 県会の方でどういう形になってるといのがちょっと知りませんが、現段階で県の方から執行凍結せよというようなことはございませんので、今こういう形で予算を上げさせていただき予算措置をとりながら、ただ、その執行については県の指示があらうと思います。それに従おうというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。（「まだある、まだある」と呼ぶ者あり）

教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 先ほどの県会の方からの執行停止の関係でございますけれども、この分についての情報は来ておりませんが、もう一つ、理振関係、理科振興備品関係では執行をちょっと待っておれという、交付決定をまだしませんよという情報がきのう入ってきておりますのでつけ加えておきます。

○議長（石上 良夫君） いいですか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 23ページをお願いいたします。小学校費と中学校費の中にデジ

タルテレビの購入費、これが小学校は1,389万4,000円、中学校は838万8,000円計上されています。中学校と小学校に、デジタルテレビを小学校が45台、中学校が26台購入とのことですが、42型で単価が30万ということで、それを30万という御説明がありました。このテレビというのは特殊なテレビなんですか、それとも普通市販されているテレビなんですか。もし普通市販されているテレビならば、42型のテレビというのは量販店で20万前後で売られています。1台30万円が上限の予算だろうと思いますが、仮に1台10万安くても、70台から買うんですから700万ぐらい安くなるはずなんです。

それと工事費も小学校は500万、中学校は400万計上されていますね。いろんな面で建築費等は非常に厳しく入札等で頑張られますが、こういう設備品、備品の場合には少し緩いのではないかなというふうな気はしています。もう少し実情に合ったような予算請求をされるのか。あるいはこれでも結構ですので、もっと厳しく精査されて備品を購入されるのか。ぜひ頑張っていたきたいと思いますのですが、次長の方、よろしく答弁お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。テレビにつきましては、一応42型教育用プラズマテレビというものを予定しております。といいますのは、電子黒板の関係がございますけれども、フィルターをかければ電子黒板にも対応できるというものを予定しております。

それから、工事の関係ですけれども、一応概算の工事費だけを出しておりますので、この辺は入札等で減少はするとは思いますが、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石上 良夫君） いいですか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 特殊なテレビなんですね。いや、何かカバーをできれば電子黒板になるというように言われましたんで、じゃあ、普通の市販のテレビとは違って特殊なテレビなんですね。その辺だけ。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。一応どういっていいですか、電子黒板に対応できるテレビということで予算要求をしております。普通のテレビとは若干異なってくると思ひますが。量販店のテレビではございません。

○議長（石上 良夫君） いいですか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きします。21ページですね。21ページの住宅費

で説明のところに鴨部団地払い下げ用地測量となっておりますが、これは鴨部団地はいろいろとありますが、鴨部団地のところの用地ということですけども、これは既存に建っているところのことでしょうか。そのことをちょっとお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三鴨義文君。

○建設課長（三鴨 義文君） 建設課長です。鴨部団地は今建ってますけれども、今はもう空き家になっておりまして、これは解体撤去をいたします、既に城山団地の方に移ってもらっておりますので。その更地になった部分を全体の面積と、それから払い下げをするために区画割り執行した面積っていうのを、更地の測量をするものでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） いいですか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 売却の時期としてはいつごろなんですか、売却というか、払い下げの時期というのは。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三鴨義文君。

○建設課長（三鴨 義文君） 建設課長です。今のところ更地にして5区画を分けようと思っておりますんですけども、ちょっとなかなかすぐに売却できるっていう計画でもありませんので、次年度になるのかなというふうには思っていますが。今年度については更地にすることと、面積の精査をすること、このことを今年度考えております。

○議長（石上 良夫君） よろしいですか。

ここで会議の都合上、あらかじめ会議時間の延長を宣告いたします。続けます。

議案第80号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第81号、平成21年度南部町老人保健特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第82号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） それでは議案第61号、求められております答弁をお願いいたします。

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。大変お時間とりまして申しわけございませんでした。

事業報告書の64ページ、雑賀議員の御質問でございましたが、議員御指摘のとおりこれは下阿賀区にかかわるお金とあわせまして、2つの振興協議会に職員を採用しておりますけども、その予算を少し採用がくれたことによって実際に雇用した日数が、金額が余っておりますので、それを合わせまして33万160円ということになっております。（「内訳は」と呼ぶ者あり）内訳が文書、下阿賀の行政文書の関係が16万6,060円。その他、先ほど申しましたその他のもので残りの金額であります。

○議長（石上 良夫君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長、この説明書の分厚い分の66ページ、企画政策課のところで、よろしいでしょうか。ここの金額が91万2,973円上がっておりまして、それで軽バンの金額がほとんどなんですけども、一番下に地域づくり講演会講師料として1万8,000円上がっておりますね、金額はわずかですけども。この講師料は私の概念からいえば、交付金の中で一括出された中で賄えるもんだと思ってたんですけども、講師料というのは別に、やっぱり別建てにされるということなんですか。その点についてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。お答えいたします。この講師料につきましては、平成20年度に企画政策課で主催して実施したので、振興協議会でございますと議員さんおっしゃったとおり交付金の中に入るんですけども、別に企画政策課の方で主催した講演会ということで、ここに上げておるということでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） でも、ここに目のところでは地域自治振興費となっておりますし、事業名も地域振興区支援事業となっているんですけども、あくまでも主催は企画政策課が主催したということで、目とかそういうことはなしに、企画政策課がやったんだからということで別建てというぐあいになると理解するんですか、どうなんですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 済みませんでした。企画政策課長でございます。議員、先ほどおっしゃったとおりでございます。ちなみに目の地域自治振興費というものの中には、例えばまちづくり推進事業、公民館などを直していただくような事業も含まれておりまして、地域振興区ばかりではなくて広く包括しておる事業でございます。議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（石上 良夫君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、質疑保留のまま会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託書のとおり、連合審査を含め、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日16日からは各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をよろしく願います。御苦労さんでした。

午後4時50分散会

---